

令和2年玉村町議会第4回定例会会議録第2号

令和2年12月2日（水曜日）

議事日程 第2号

令和2年12月2日（水曜日）午前9時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12人）

1番	小林一幸君	2番	新井賢次君
3番	原利幸君	4番	月田均君
6番	柳沢浩一君	7番	石内國雄君
8番	高橋茂樹君	9番	浅見武志君
10番	久保留美子君	11番	宇津木治宣君
12番	備前島久仁子君	13番	三友美恵子君

欠席議員（1人）

5番	渡邊俊彦君
----	-------

説明のため出席した者

町長	石川眞男君	副町長	古橋勉君
教育長	角田博之君	総務課長兼 選挙管理委員会書記長	石関清貴君
企画課長	中野利宏君	税務課長	齋藤修一君
健康福祉課長	舩田昌子君	子ども育成課長	萩原保宏君
住民課長	齋藤善彦君	環境安全課長	高柳功君
経済産業課長	齋藤恭君	都市建設課長	高橋茂君
上下水道課長	金子忠雄君	会計管理者 兼会計課長	大堀泰弘君
学校教育課長	高橋幸伸君	生涯学習課長	宇津木雅彦君

事務局職員出席者

議会事務局長	田村進	庶務係兼 議事調査係長	岡部敦
庶務係兼 議事調査係	平野里都子		

○開 議

午前9時開議

◇議長（三友美恵子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



○日程第1 一般質問

◇議長（三友美恵子君） 日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順次発言を許します。

初めに、2番新井賢次議員の発言を許します。

〔2番 新井賢次君登壇〕

◇2番（新井賢次君） おはようございます。議席番号2番新井賢次です。議長から許可をいただきましたので、通告書に従い一般質問をさせていただきます。

さて、町議として私は4年目に入りました。今日が13回目の一般質問になります。この場に立つと、それでもいつも緊張します。特に今日は初めて朝一番、トップバッターということで、いつもと少し違う感じがします。でも、いつもと同じように朝は目が覚め、朝御飯もきちんと食べてきました。なおかつ今日は朝出るときに、うちの女房が玄関で靴を磨いてくれて、頑張ってきてねと、こんなエールを送って送り出してくれました。しっかり役目を果たしたいと思います。

それでは、早速始めさせていただきます。まず、1番、子供の貧困対策事業としての「学習支援」について。町は、令和2年度玉村町予算参考資料の事業概要の中で、子供の貧困問題が社会問題となる中、子供の将来が生まれ育った環境に左右されない社会の実現を目指し、学習支援や子ども食堂を提供する住民団体等を支援するとして、一部新規または拡充すると掲げています。貧困など福祉的な支援が必要な世帯の中学生を対象とした生活学習面の支援について、現状と今後の取組についてお伺いします。

2番、各選挙における低投票率の克服について。直近の参議院選挙、群馬県知事選挙、町議会議員選挙、町長選挙の全てにおいて、玉村町の投票率は県下23町村で最低です。しかも、前回選挙からさらに低くなっており、過去最低を更新しています。県内ワーストワンの記録が常態化しつつあることは全く不名誉で、弁解の余地はないと思います。ある大学教授は、民主主義の危機に近づいていると警鐘を鳴らしています。投票率アップは、現在の玉村町にとって喫緊の課題であり、町を挙げて何よりも優先して、真剣に取り組むべき最重要事項であると思います。来年衆議院選挙、町議会議員選挙が行われる折、前回令和元年第3回定例会に続いて、再度現状の認識、要因の把握、そして何より今後の対応についてお伺いします。

3番目、玉村町魅力づくり推進検討委員会の進捗状況について。従前から総合計画あるいは総合戦略等において、観光による振興に関わる事項が課題として取り上げられてきました。今年度の施政方針の中で一步踏み込み、魅力づくり推進検討委員会を発足した上で、観光振興をはじめ在京メディアや旅行エージェントとの連携、物産振興施策に取り組み、東京圏や周辺地域からの誘客を図り、にぎわいを創出する地域振興の総合的なプロデュースができる組織の設立を目指すと具体的に掲げています。新しい組織設立に向けての現状までの進捗状況、今後の予定等についてお伺いします。

以上で1回目の質問とします。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） おはようございます。今日も1日よろしくお祈りします。

新井賢次議員のご質問にお答えいたします。まず初めに、子供の貧困対策事業としての「学習支援」についてお答えします。まず、現在の玉村町での開催状況につきましては、健康福祉課で扱う学習支援会場が2か所、独り親家庭への支援として子ども育成課で扱う学習支援会場が1か所の計3会場がございます。学習支援の利用対象は、小学生、中学生となっており、各会場とも15名から20名での定員となっております。なお、中学生のみを対象としているのは1か所のみであります。

事業の実施主体は、県が1か所、町が1か所、任意団体によるものが1か所となっており、運営につきましては2か所が町外に本部を持つNPO法人、NPO法人学習塾HOPEとNPO法人ひこばえ、1か所が町外に本部を持つ任意団体、JOYクラブによるものとなっております。学習支援における講師は、元教員などの団体メンバーのほかに、社会人や大学生のボランティアなどが務めておりますが、先日はJICAから玉村町に来ております特別派遣前訓練生2名とコーディネーター1名、計3名が勉強を教えに参加していただき、よい話題となりました。

近年全国的に子供の貧困問題が話題になることが多くなってきましたが、玉村町におきましては学習支援団体への文房具の提供や子ども食堂への食材費支援、フードドライブからの食材やお菓子の提供、コロナウイルス対策での手指消毒液の提供などを行っております。また、学習支援会場や子ども食堂の新規開設希望者へは随時相談に乗るとともに、ボランティア募集の学生への周知や実施会場の確保などで継続的に支援していきます。今後は、町とNPO法人とが協力して、フードバンクの実施なども検討しておりますので、学習支援に併せて食料支援にも積極的に取り組んでいきたいと考えております。

次の各投票における低投票率の克服につきましては、選挙管理委員会書記長からお答えいたします。

次に、玉村町魅力づくり推進検討委員会の進捗状況についてお答えいたします。新たな魅力資源の創出や様々な情報発信手法を効率的に活用し、全国的に玉村町の知名度を向上させるとともに、交流人口、関係人口を増やすことで地域経済の活性化を目指すための拠点となる新たな組織づくりについて現在検討を進めております。本組織の検討に当たりましては、玉村町魅力づくり推進検討委員会を

発足し、事業コンセプトや目指す姿、組織の内容や運営方法など、玉村町の特性を十分生かせる効果的な組織となるよう検討を進めております。

本委員会は、飲食店や物産展をはじめ、町内にある肉の関係施設、町商工会やJAなどの各種団体、イチゴ農園や玉村八幡宮など様々な分野の方々13名で組織されており、それぞれの立場ならではの活発なご意見をいただいております。また、委員のほか、群馬県立女子大学の学生、群馬総合情報センターのアドバイザーや群馬県観光物産国際協会の方にもオブザーバーとして参加いただき、若者の視点からの発想、また有識者としての見解なども踏まえて、様々な可能性について審議を進めております。

現在の進捗状況でございますが、第1回検討委員会を8月26日に開催し、必要性や役割、効果など、新しい組織の骨子等について審議いたしました。その後、第2回検討委員会を10月28日に開催し、事業概要、会則、運営方法など、新しい組織の発足に向けた具体的な内容について審議いたしました。2回の検討委員会開催を通して、委員の皆様からは発足に向けての積極的な意見をいただき、本組織への期待度がうかがえたように感じます。

今後の予定でございますが、12月17日に第3回の検討委員会を開催して、新しい組織の姿や運営方針について最終的な案をまとめる予定でございます。また、発足に向けての現時点でのスケジュールでございますが、検討委員会終了後、来年1月頃から新しい組織への会員募集を行い、5月中には設立総会が開催できるよう、今後準備を進めていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 選挙管理委員会書記長。

[選挙管理委員会書記長 石関清貴君登壇]

◇選挙管理委員会書記長（石関清貴君） おはようございます。それでは、各選挙における低投票率の克服について、新井賢次議員の一般質問にお答えいたします。

玉村町における各選挙の投票率につきましては、新井議員がご指摘のとおり、県内の町村では一番低くなっており、おおむね市の投票率に近いのが現状です。考えられる要因といたしましては、昨年の9月議会の一般質問でもお答えいたしました。玉村町は周りを大きな市に囲まれ、他の町村と比較して都市化が進行しており、住民の意識が町村よりも市に近いこと、また平成3年の都市計画の線引き前後に開発が急増し、町外から多くの住民が転入してきたことなどが挙げられます。実際に線引き前に比べ、線引き後では投票率が激減しておりますし、玉村町と同じように現在急激に人口が流入している吉岡町と比較すると、昨年の参議院議員選挙の投票率では玉村町が48.66%、吉岡町が49.79%と、似たような投票率になっております。さらに、同選挙では前橋市が47.62%、高崎市が48.42%、伊勢崎市が42.88%となっており、これらの市に囲まれた玉村町の状況を考えますと、町民の意識が近隣の市民意識に近く、それらが投票率にも反映していると考えられます。

また、国が令和元年の参議院議員選挙後に行った意識調査では、棄権した人の理由として、選挙に

あまり関心がなかったからが30.9%で一番多く、次が政党の政策や候補者の人物像など違いがよく分からなかったからが23.7%、適当な候補者も政党もなかったからが21.7%、仕事があったからが20.4%となっており、これらの結果からも選挙に関心がない、または投票したい政党や候補者がいないことが投票率低下の大きな要因であることが読み取れます。

また、別の視点では、現代の日本は日々の生活や自由が脅かされる切迫した状況ではなく、戦後からの復興、高度成長期を経て生活レベルも向上し、医療制度をはじめ生活保護などのセーフティーネットもある程度整備されたことで、日々の生活に小さな不満はあっても、大きな変化を求めているのではないかという考えや、議員や首長が地元のために働く存在であると同時に、町や国のために働く存在へとその求められる役割が変化してきたことで、よくも悪くも直接的な利害関係が薄くなり、関心が低くなったという考え方もあります。

いずれにいたしましても、選挙は国民が主権者としてその意思を政治に反映させる最も重要かつ基本的な機会であり、投票率がこのまま低下し続けることは、民主主義の危機的状況であることに変わりはありません。その上で、これらの投票率の状況をどのように克服していくかにつきましては、今までのように一方的な啓発活動を行うのではなく、個人の投票の意思決定に影響を与える要素を的確に捉え、それらに働きかける必要があると考えます。

合理的選択モデルでは、個人が投票に行くか行かないかを決めるときに考慮する要素として、投票に行くことによって生じるコスト、投票することに対する義務感、政策についての政党間、候補者間の違い、自分の1票が選挙結果に影響を与える確率、この4つが挙げられます。まず、投票に行くことによって生じるコストにつきましては、これを小さくするほど投票行動につながります。投票コストの引下げは、期日前投票の該当要件拡大や二重封筒の廃止など、この10年間で積極的に取り組まれており、玉村町におきましても入場券の裏に期日前投票の宣誓書を印刷することで、有権者がスムーズに投票を行えるようにしたり、当日の投票所の閉鎖時間についても県内市町村のほとんどが繰り上げている中、玉村町では全ての投票所を午後8時まで開設するなど、投票機会の拡大や待ち時間の短縮に努めております。

次の投票することに対する義務感につきましては、これが大きいほど投票行動につながります。明るい選挙推進協議会が行った意識調査では、投票することは国民の義務であるという回答が減り、投票するしないは個人の自由であるという回答が増える一方、投票することは国民の権利であるが、棄権すべきではないとの回答も増加しており、棄権することが望ましいことではないという規範も残っているものと思われます。これら有権者としての意識を形成するためには、子供の頃からの主権者教育が重要であるため、学校教育ではそれぞれの発達段階に応じた主権者教育を行っています。

中学校の社会科の授業においては、国政選挙に併せて政党のマニフェストを提示し、自分ならどの政党に投票するかを考えさせる授業を行ったり、生徒会活動においては自分たちで選挙管理委員会を組織し、実際の選挙と同じように自分たちの代表を自分たちで選ぶなど、社会の出来事を自ら考え、

判断し、主体的に行動する力を育てる主権者教育を実践しています。主権者教育は即効性があるものではなく、その成果が現れるには時間がかかりますが、学童期から地域や社会、政治に関心を持ち、主体的に考える力を身につけることが、将来的に選挙の投票率向上につながるものであると考えております。

次に、政策についての政党間、候補者間の違いにつきましては、政党及び候補者間において政策の違いが大きいほど投票行動につながると考えられています。それらに大きな違いがない場合、どちらが当選しても大して変わらないと考え、投票率の低下につながってしまいます。そのため、選挙の候補者が大きな争点を議論する、ほかの候補者にはない魅力的な政策を打ち出すなど、政策の違いを明確に示すことが重要であり、それには選挙時だけでなく、平日頃から町民を交えた政策論議などを行うことで、選挙に対する関心も高まり、投票率の向上につながるものと考えます。

最後に、自分の1票が選挙結果に影響を与える確率については、これが大きいほど投票行動につながります。選挙が接戦であればあるほど自分の1票が選挙結果に影響を与える確率が高くなり、投票率も上がると言われています。これらを踏まえ、選挙管理委員会といたしましては引き続き啓発活動を行うとともに、投票しやすい環境整備を進め、投票コストが下がるよう取り組むとともに、教育の現場では社会の出来事を自ら考え、判断し、主体的に行動する力を育てる主権者教育に力を入れ、さらに候補者自身も町民を交えた政策論議を活発化させ、政策の違いを明確化させるなど、それぞれの立場で投票率の向上につながる取組を継続して行うことで有権者の意識が変化し、投票率の向上につながるのではないかと考えております。

今後1年以内に衆議院議員総選挙及び町議会議員選挙も予定されております。新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、感染を恐れて投票所へ行くことを控えることも考えられますので、感染防止対策や新しい生活様式を踏まえた投票所運営を行い、引き続き投票率の向上に努めてまいりたいと思っております。

◇議長（三友美恵子君） 2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） それでは、自席にて2回目以降の質問をさせていただきます。

まず最初に、子供の貧困対策事業、学習支援について伺います。先ほど町長から、学習支援について幾つかの団体があるということでお話いただきました。今回私は、先ほどの話の中のNPO法人学習塾HOPE、その玉村教室についてお伺いします。この学習塾は、目標として経済的困窮家庭の児童生徒に対する学習支援をするということで、玉村教室が平成24年にできたと、こういうふう聞いております。ほかに高崎市とか前橋市、安中市とか、全部で合計14か所、県内にあるということです。私、玉村教室があることは四、五年前から知っていて、その当時から顔を出したことがあるのですが、ほかの教室に比べて毎週火曜日と木曜日、夜7時から9時までやっている。週に2回、夜2時間やっているというところは、この団体の中でも少ないようです。先生に伺いましたら、週1回

では子供が学校の授業に追いついていけないということで、自主的に2回にしているということでした。

実は、2週間前と、それから昨日と、火曜日に2回、この教室に行ってきました。昨日は、先生が7人、7人というのは今までにない多い先生なのです。先ほど町長がおっしゃったJICAの方3人も昨日は見えていました。玉村教室の代表の方も、今日は人数が多くて助かっているのですよと、こういうふうに言っていました。今生徒は全部で11人います。南中学校が4人、玉村中学校が7人、11人なのですが、基本的にこのHOPEは、対面授業とか個人授業なのです。ですから、11人いて、4人とか5人だと対面授業にならなくて、2時間のうち1時間目と2時間目と科目を分けて、余った人は自習しているのです。昨日はそういう状況なので、ほぼ自習している人はいなかったのですけれども、やっぱり一つは人が足りないということがどうも問題になっているようです。

それから、HOPE自身が県からの認定を受けているので、多少お金がもらえるのです。この先生方が全く無償です。HOPEとして認められているのは、ガソリン代、通勤費だけだそうです。あとは一切無料ということで、私が知っている今代表者の方も含めて、設立当初から6年間、お正月と、要するに年末年始だけ休みです。夏休みも休まない。それから、このコロナの状況でもずっと続けているということで、すごいなと思いました。何でこんなに大変なことを続けられるのですかと、こう聞きましたら、要するに子供たちの喜ぶ顔がすごくいいのですと。やっぱり遅れた授業を取り戻せたり、テストがよくできたとかという報告を受けると、すごい笑顔で報告してくれるのだそうです。だから、ずっと続けているのですと、こう言っていました。

昨年でしたか、大分県でしたか、スーパーボランティアということで尾畠春夫さんという方が行方不明者を捜して一躍脚光を浴びて、スーパーボランティアと、こんなことを言われていましたけれども、私も最初からずっと続けているこの人たちは玉村町にとってスーパーボランティアだなと、こう思いました。こういう人たちが、いろんな立場で頑張っている人がほかにもいっぱいいるのだろうなということも改めて感じました。

そこで、町として令和元年度と今年度、子供支援を提供する住民団体を支援するというので7万5,000円の予算がついています。この7万5,000円というのはどういう形で使われているのか。このHOPE学習塾には何らかの形で補助があったのかどうかについて教えてください。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舛田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舛田昌子君） 新井議員の質問にお答えいたします。

まずは、学習塾のほうをご見学いただきまして、どうもありがとうございます。本当にこういう学習塾が日の目を見るというか、表に出てくるということは本当はないことですので、これを機に感謝申し上げます。

ちょっとその前に、その学習塾のことについてちょっと説明したいかと思います。玉村町は今3か

所あるのですけれども、切り口が全部違うのです。子ども育成課さんのほうでやっているのは、独り親家庭の支援というところがございます。うちの健康福祉課のほうで管轄しております2つの団体でございますが、まずHOPEさんのほうは生活困窮者自立支援法のほうの事業の一つでございます。それで、もう一つのところのJOYクラブさんのほうは全くの任意の有志の団体となっております。

それで、この生活者困窮自立支援法というのが平成27年から施行されまして、福祉事務所を持っている大きな市ですと、直接困窮支援というところで行ってくださいということなのですが、福祉事務所を持たない町と村につきましては、県が主導となって行ってくださいということになっております。それなので、自立支援の事業の一つに子ども・若者支援というところがありまして、そこに新井議員がおっしゃったように、家庭の状況、経済状況とか、1人だったり、あとは親がいなかったりとかという状況において学習の機会が失われるというのは、その後についても貧困がつながっていくというところで、国といたしましてはそこを強化したいと。子供たちに学習をしていただいて、就職につなげて、貧困の連鎖を断ち切るというところで学習支援に力を入れていきたいというところで始まった制度でございます。

それですので、HOPEさんにつきましては、県からの委託事業ということで行われている事業でございます。玉村町からは、それなので、直接の補助金というのは出ていないのですけれども、後方支援といたしまして会場の事前予約でしたり、それからあとフードドライブのほうからお菓子の提供だったりをしているところでございます。

それで、昨年度と今年度におきまして充実というところの何が充実したかというところなのですが、子ども食堂につきましては今の町長になりましたらば、子ども食堂3か所ございますので、そこに1万円ずつの補助を出して、何か食料や、それからあとは調理器具だとか、そういうのを買うようにということで補助金を出したいという意向がございまして、3万円の補助を充実させていただきました。あと、ほかに文房具、ノートだったり、鉛筆だったりの補助をしたいと思っておりますので、こちらで買いまして、学習塾におきましてはそれぞれ配布したいかと考えております。

◇議長（三友美恵子君） 2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） 今課長から後方支援ということで幾つかお話がありました。

確かに今塾の責任者の方と話した中で、町が今勤労者センターを場所を取ってもらっているということはすごく助かっていると言っていました。何年か前は、自分たちで並んでその場所を取っていたそうです、教室を。今は、週に2回は必ず場所を確保してもらっているのです、すごく助かっていますと、こうも言っていました。

それともう一つは、先ほど私講師の先生がいないということで、それが一番困っているのだと。それも町の担当者に相談したと。そうしましたら、10月号の「広報たまむら」に早速載せてもらったということで、確かに見ましたら、学習塾のボランティア講師を募集しますということで広報に掲載

してもらったのです。それで、結果として1人、講師の方が見つかったそうです。ですから、それはすごく感謝していました。

それで、先ほど言ったように、お金が町からもらえないということは、HOPEの責任者は理解しているのです。その上で何かできることがあるのかなと思いました。玉村町のHOPEの責任者なり先生はそう思っています。実は、本部が高崎市にあるのですが、高崎市のこれを設立当初から代表者でやっている高橋先生とおっしゃるのですけれども、3週間前も昨日も応援に来ていました。この先生は、埼玉県のものづくり大学の先生をやっています、それが終わって帰りに玉村町で下りて、授業に参加してくれているのです。その人は、ほかの教室も行っています。教室と比較した上で、もし何かあればということでしたら、部屋がちょっと暗いねと、照明をどうにかしてくれるとありがたいなという話と、今あの部屋で11人というのが、ほかのところに比べてかなり3密に近いのです。結構いっぱいなのです。それで、空いているのだったらほかの部屋も使えるとありがたいなという話と、これもコロナの影響なのですけれども、空気清浄機みたいな、何か置いてもらえるとありがたいなという話をその高崎市の代表者は言っていました。ただ、町の代表者の方々は、そういう意味でいうと本当にぜいたくを言わないとか、現状で決まっていとは思っていないのだけれども、そういうことで自分たちの思いで子供たちに教えられていることでも結構満足しているのです。でも、町として何か、そういうことだとなおお手伝いしてあげることができないのかなと、こういうふうに私は感じました。

先日、実は町長とこの話をちょっとしたときに、私はクリスマスも近いし、町長、サンタクロースにでもなって、ケーキでも届けてもらったらすごく喜ぶと思いますけれども、こんな話をちょっとした話でしました。町長もそのとき、ああ、いいね、そんなことをやってもいいねというお答をくれたのですけれども、昨日実はその代表者の人と話をしましたら、それはあまりにも恐縮ですと。私たちが授業をやっているときにぜひ会場に来ていただいて、子供たちを励ましていただければそれで十分と、こんなお話しでした。ですから、お忙しい中でしょうけれども、火曜日の夜か金曜日の夜、町長はお忙しい中ですが、1度教室をのぞいてみていただいて、励ましていただければなど、こういうふうに思います。町長、いかがでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） サンタクロースになって行くより、そっちのほうがいいかと思います。

今聞いていて、今の日本はある一定の仕組みは本当に完備、仕組みはもうできているのです。教育システムから何でもできている。しかし、そこからちょっと外れてしまった子供たち、この場合生活困窮という形ですけれども、そういう人たちの学びに対するケアというのはちょっと外れたところで、結局善意の方々の熱心さに支えられて、困窮者の子供たちの学びの場が夜ですか、夕方なのか、細々と維持されているというのが現実で、そういう意味では一方で寂しい状況なのかなという感じが

します。でも、その中でこの子供たちが学ぶということは、知識を得て、そのことを生きる力に変えて成長していくわけだから、実は非常に大事だと思うのです。だから、そういう意味において、私自身が少し現実をもう一つ深く勉強させてもらいたいと思っています。

◇議長（三友美恵子君） 2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） 昨日も帰りながら、途中で要するに民間がやっている塾の前を通ったのですが、もう電気がこうこうについて、あまりにも勤労者センターの雰囲気と違う、すごい格差を感じました。でも、その中でも一生懸命頑張っている子供たちと先生がいるということで、ぜひ町としてもできる範囲で応援していただければなということをお願いして、次に移りたいと思います。

2番目の各選挙における低投票率の克服についてということで伺います。お手元に私今回資料を配らせていただきました。先ほど選挙管理委員会書記長から要するに住民意識が低いとか、玉村町がなぜ投票率が低いかということについては説明をしていただきました。ただ、いろんな要素があっても、要するに最低であることは変わりはないと。周りと比較するとか、そんなことで私はとても済まないのだらうと思います。今までと同じ状況をやっていたら、もちろん周りも下がってくるかもしれないけれども、玉村町もそれと同じように下がってきて、一向に最低から脱却できないのではないかという意識を持っています。

そこで、主権者教育というお話が出ました。確かに時間がかかるということでしたが、私今回3つ提案させていただいたのは、比較のお金もかからないし、効果も早いというか、そういうふうに思っています。まず、簡単に3つ説明させていただきますけれども、まず1点目は町の中に投票に行こうという啓発キャンペーンをしたいということです。これまたまつけた文章なりキャッチフレーズは、もちろん全然これにこだわる必要なくて、みんなで考えてもらえればいいのですが、一つはどうしても県内町村で一番低いよということは町民の皆さんに分かってもらったほうがいいだろうということと、それから「暮らすなら、ここがいい。」ということで入れるのは汚名返上しようとか仮にこの言葉を使うと、暗いイメージとかマイナスのイメージが強いので、新しい町のキャッチフレーズも一緒に入れたらどうかなという提案です。場所としては、一番目立つ広域幹線道路、国道354号、これの上りと下り、それから町の給水塔、それから今ある役場庁舎、そこには懸垂幕というか、垂れ幕。それから、もう一つ、のぼり旗を、選挙時にポスターの掲示場所があります。これは12投票区で全部で85か所あるのです。その場所にこういう形ののぼり旗を立てたらどうだろうかと。これは既に場所も決まっているわけだし、比較的簡単にできるのかなと思います。これが1点です。

それから、2番目は投票用紙を郵送する際の封筒に工夫したらどうだろうかと。この封筒は町で作るもので、要するに独自のものでいいよと、こういうふうに伺いました。そこで、住所を書いた下に選挙投票所へのご招待ですというようなことや、汚名返上しようというようなことを入れて封筒で送ると。受け取ったほうは、今までと多少ニュアンスで考えてくれるかなと思うことで、こういう形の

提案をしました。

提案の3は、それこそ主権者教育の一環として、手紙を書いて家族に渡してもらおうと。あるいは、今だったらスマホでもいいかなとか、いろんなこともあるかと思いますが、子供たちは学校で教育を今段階において受けているということですが、私たちの年代、学校でそういう教育を受けていません。今子供たちがそういう形で親か、あるいはおじいさん、おばあさん、それから中学生なんかだと自分のお兄さん方が20代の最初だとか、要するに一番選挙に関心が薄い人かもしれません。それから、幼稚園なり小学校の低学年は、若いお父さん、お母さんへの手紙になると思います。これをうちで書いてもらうのか、学校で書いてもらうのかということもあると思うのですが、この書くという作業をすることで、家庭でそのことが話題になるだろうと思います。そんなことで、この3つについて提案させていただきました。これについてどうでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 選挙管理委員会書記長。

〔選挙管理委員会書記長 石関清貴君発言〕

◇選挙管理委員会書記長（石関清貴君） 新井議員からたくさんのご提案をいただきまして、ありがとうございます。

町でも選挙管理委員会といたしましても、これまでも啓発活動というのは幾つか行っておりまして、例えば今年の町長選挙の前には成人式が行われましたので、その成人式の際に職員が行って、成人者に直接資料やティッシュを渡したり、そういったことをしながら投票率の向上になるような対応も取ったりですとか、それから投票期間中にはなりますが、FMぐんまのパーソナリティーをやられている内藤さんという方の声で広報車を流して、投票に行ってくださいというような呼びかけも行ったり、あと出前講座ということで町外の高校になりますけれども、そちらのほうの授業で出前講座を行ったり、あとは県立女子大学の学園祭とかにつきましても模擬投票というようなことで行わせていただいたりしてきたこともあります。

そういったこともいろいろ行っておりますけれども、なかなか投票率のアップにつながっていないというのが今の状況かなというふうに思っていますので、こういったのぼり旗や横断幕、それから手紙ですか、こういったものもこれから選挙管理委員会の中でいろいろ協議しながら、こういったものが有効なのか。確かに有権者に対するメッセージとして非常にいい動機づけにはなるのかなというふうに思いますので、そういったことも含めながら、選挙管理委員会の中で委員さんとも協議しながら、啓発活動の参考にさせていただければというふうに思っております。

◇議長（三友美恵子君） 2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） 主権者教育について、教育長からお願いします。

◇議長（三友美恵子君） 教育長。

〔教育長 角田博之君発言〕

◇教育長（角田博之君） 学校教育の関係ではメッセージレターでしょうか、子供たちに書かせてというご提案をいただきました。

私も元教員ですので、もしこのメッセージレターを学校で書かせるということにした場合に、私が学級担任として学級の子供たちにどう説明しようかなというふうにちょっと迷うかなという気がします。そして、その説明を受ける子供たち、先生が書きなさいと言えば書くだろうと思いますけれども、一体どんな気持ちで書くのだろうなというふうに思います。そして、それを家に持ち帰って、お父さんやお母さん、おじいちゃん、おばあちゃんに見せると。それを見たお父さんやお母さん、おじいちゃんやおばあちゃん一体どんな気持ちを持つのだろうなというふうにも思います。先生方、子供たち、親、それぞれいろんな考えや反応というのが出されてくるのかなというふうに思っています。

子供たちにしてみると、これはやっぱり受け身なのです。学校の先生に書きなさいと言われて書くということになりますので、主権者教育が目指す、自ら考えて、主体的に判断していく力を身につけるということを考えますと、やっぱり受け身では本当の意味での主権者教育、本当の意味での主権者として成長させることは難しいのではないかなというふうに思います。ですので、そうした選挙ということ、あるいは政治、民主政治、民主主義などを取り上げることだけが主権者教育ではありませんので、発達の段階に応じて人との関わり、社会との関わり、社会の出来事について関心を持つ、自身で主体的に考え、判断するというようなことが求められますので、今回のこのレターにつきましては来年2つの選挙等が予定されておりますけれども、そうしたことを主権者教育の一環として教材化をして、選挙ということについて考えさせる場面を設定すると。子供たち自身が考え、また学級なら学級で議論をして、子供たち自身の中から今自分たちはこういうことができるのではないかなというようなことに結びつけられたら、主権者教育の本質に迫れるのではないかなというふうに思っております。さらに、それらを本年度はできませんでしたが、子供議会にも結びつけて、選挙をうまく使った主権者教育ができる年になるかなと思っております。

◇議長（三友美恵子君） 2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） 主権者教育についてなのですが、これは11月の29日の読売新聞の社説なのですが、主権者教育として社会への参加意識を育てようということで、文部科学省の有識者会議が今後の主権者教育の方向性を示す中間報告をまとめたこと、こうあります。その中で、社会に関心を持ち、主権者に参画しようとする意識は、幼少期からの体験や教育を通じて育まれる。学校や家庭、地域が一体となり、子供が社会と関わる機会を増やしたいと、こういうふうに書いてあります。そういう意味でいうと、今子供たちと親と一緒に考える時間をつくるというのは、この趣旨にも合っているのだろうと思います。

それから、今教育長がおっしゃったように、学校で単独でやることはちょっといろいろ問題があるよということですから、私としては選挙管理委員会から学校に対して、あるいは教育委員会に対して、

こういう形で依頼文というか、要請するというか、そういうことをお願いできると、学校側も取り組みやすいのではないかなと、こう思うのですが、いかがでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 選挙管理委員会書記長。

〔選挙管理委員会書記長 石関清貴君発言〕

◇選挙管理委員会書記長（石関清貴君） 前回の参議院選挙のアンケート調査の結果にもありましてとおり、投票に行かない理由としては、やはり選挙に対して関心がないとか、あとは政策や候補者のことがよく分からないというようなことが一番投票に行かない理由としては高かったというようなこともあります。

ポイントとしては、そういうところに焦点を絞って対策を立てていくというのが重要になるのかなというふうに考えておりますので、そういったことも含めながら、新井議員おっしゃるように、学校に対してそういった通知が出せるかどうかも含めまして、選挙管理委員会の中で皆さんと相談しながら行っていければというふうに思っております。

◇議長（三友美恵子君） 2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） ご説明の中で何回か出た、要は投票に行く意味をみんなが感じないと。誰がやっても同じではないとか、期待できないとか、そういう声はもちろん投票に行かない要因の大きな部分だとは思いますが。それは考えてみると、国の政治家だったり、身近でいうと町議会議員である私たちが突きつけられている問題なのかもしれないと、こう思っています。

前回1年半前ですか、私このことで質問したときも、自分もそういう形で反省しました。これ、自分の後援会便りなのですが、私たち議員の町議会議員選挙、平成29年10月の投票率は46.19%でした。無投票を除くと、県下町村で残念ながら最低です。私たち議員に町政にもっと関心を持ってもらうための努力が求められていると感じますと、こういうふうに私書いてお配りしたのですが、全く今でもそういうつもりでおります。ですから、それはそれで当然そういう立場のものが、もちろん我々も含めて考えなくてはいけないことではあると思います。でも、私今日提案した3つは、そういうことと関係なしに、少なくとも選挙に行こうという動機づけには必ずなると思います。それで、金額的にもそんなにかからないと言いましたけれども、予算は確かに必要です。ですから、ぜひ予算を確保していただいて、来年のこの2つの選挙に反映すべく取り組んでいただきたいと、こう思います。町長、最後いかがでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 私はもちろん選挙管理委員会ではなくて、選挙の当事者、選挙の経験者というか、として考えてみますと、やはり長い歴史で投票権というか、男女が投票権を獲得したのは戦後なのです。それで、普通選挙といっても男子だけだったのです。だから、人類の長い歴史の中で政治

にどういう形で平和的に関与できるかという、そのすべを人間が獲得したのは、実はそんな遠い昔ではなかったということ。だから、昔なら戦で決着でしょう、それこそ。しかし、今選挙という形で世界中が政治を進めていく。そういうことの大きな進歩をしたのだということを私たち自身が知っていく必要があるかと思うし、その中で無関心でいると、自分たちの思いというものが政治に反映されない。利害者としても損得でいうと、政治、政策から無視されてしまうような状況が、投票率が低いと出てくると思うのです。そういう意味で、投票率を上げるということは民度を高めるということなので、非常に重要なことだと思っていますので、新井議員のいろいろな提案といいますか、非常に参考になるところはあると思います。そういう中で、やはり学校教育、また家庭教育の中から何か政治の話を、何か日本人というのは政治の話を避けるような形でいる傾向があるのだけれども、いろんな問題を正面から話し合うことが慣れてくるような日常生活、学校現場であっていいのではないかと、私はそのように思います。

◇議長（三友美恵子君） 2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） それでは、時間もないので、最後の質問に参ります。

玉村町魅力づくり推進検討委員会の進捗状況についてです。幾つかに絞ってということにしたいと思います。現在計画が進んでいるという状況を何回か説明いただきました。地域振興の総合的なプロデュースの根幹となる団体の組織化ということで、それが順調に進んでいるという印象を持っています。検討委員会に参加しているメンバーの方何人かとも話を伺いましたが、その会議そのものが自由闊達で前向きな意見が出て、いつも時間をオーバーするほど盛り上がっているよと、こんなことを聞いています。その背景には、今まで企画課の中にある魅力発信係、あるいはブランド推進係が進めてきた魅力づくりへの取組の積み重ねが成果となって現れているのだろうと、こういうふうに思っています。その中で、今第一線で積極的に動き回ってくれている地域おこし協力隊の方の活躍もあるのかなと、こういうふうに思っています。

そこで、新たな組織を発足することにより期待できる効果ということで、その計画書の中に戦略をつなぐ持続可能で長期的な推進体制の構築及び専門人材の育成、配置と、こうあります。その中で、地域おこし協力隊のステップアップ、育成、専門人材候補として想定と、こうあります。今玉村町に来ている地域おこし協力隊、これは3年任期ということで、もう間もなく3年の任期が終わると思います。今までいろんな中で町の中に飛び込んでいって、役割を果たしてくれているのかなと思うのですが、新たにできる組織の中でこの地域おこし協力隊員の方に引き続き活躍する場面というか、そういうことを用意すると、そういうようなお気持ちはありますか。地域おこし協力隊の一つの目的は、その地域に定住してもらうということが最後の目標だと思うのですけれども、そういうことに進めるような道筋みたいなものだという事とも考え方としてできるのでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 企画課長。

〔企画課長 中野利宏君発言〕

◇企画課長（中野利宏君） お答えいたします。

地域おこし協力隊は3年任期となりまして、今年が最後となります。目的は、やはり最終的には玉村町に住んでいただくということがありますので、それができて初めて成果なのかなというふうに感じております。現在1人着任していただいております。その隊員の気持ちでは、今後また玉村町に住んで活躍をしたいというような意向を確認しておりますので、私たちもそのような機会を与えるというちょっと語弊なのですが、そういった機会をつくって、玉村町でますます活躍していただきたいというふうには考えております。

今回魅力づくり推進機構、これを立ち上げるわけなのですが、事務局としまして何人かマンパワーが必要となります。この中で中心的な役割を果たしてもらいたいというふうに今期待しております。また、新しく地域おこし協力隊も今募集をしております、応募が1人あったというような話もあるのですが、これからちょっと検討いたしまして、また新たにもう一人確保できるかということからちょっと話し合っていきたいと思っております。また、もし確保できるようなことがあれば、その協力隊にも引き続きこういった分野で活躍をしてもらえればとも思っておりますし、また協力隊の新しい方が来てくれる、その方の取り組みたい分野にもよるとは思うのですが、いずれにいたしましても引き続きこういった分野で活躍を期待しているところでございます。

◇議長（三友美恵子君） 2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） 今の地域おこし協力隊の方が町にそういう形で定住していただくようなことになれば、それは一つの成功例として、これから玉村町に地域おこし協力隊を募集している中で、一つのプラスになるのではないかなと思っております。

最後になりますが、1年目の収入計画について、初年度716万円を見込んでいます。その中で、町の委託料、それから事業収入、自己収入ですね。それから、会費、これは法人、団体、個人を含めて徴収して716万円を見込んでいます、こういうことです。実際にこの内容については今伺いする時間はないのですが、いずれにしてもこのコロナ禍の影響の中で今年新しい計画はなかなかできなかったという状況の中で、この事業についてここまで進んだということです。来年ももちろん厳しい予算になるかと思いますが、ぜひこの予算を未来の投資という形で確保していただいて、予定どおり5月に新しいチームができるようにぜひお願いしたいと、こういうふうに思います。

町長、最後30秒ですけれども、よろしく申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） これまで玉村町は平板というか、平面的というか、に捉えてきた嫌いがあるのですけれども、この観光という形で魅力づくりの視点を加えると非常に立体感、重量感が出てくる

と思うのです。この前の会議では、大体会議は1時間とか2時間で終わるのだけれども、たしか4時間近くで、私もまだ議事録を読み切っていないほどです。そういう熱い思い感じていますので、その中から生み出すものというのは当然プラス面のものがあるのではないかと考えていますので、期待しています。

◇議長（三友美恵子君） 休憩いたします。10時15分に再開いたします。

午前10時1分休憩

午前10時15分再開

◇議長（三友美恵子君） 再開いたします。

◇議長（三友美恵子君） 次に、12番備前島久仁子議員の発言を許します。

〔12番 備前島久仁子君登壇〕

◇12番（備前島久仁子君） 議席番号12番備前島久仁子です。10月の末に左足の外反母趾の手術をしまして、栃木県矢板市の国際医療福祉大学というところに初めて2週間入院いたしました。女性は関節が柔らかいということで、先の細い靴を履いていると外反母趾になりやすいということで、入院している外反母趾の手術をした人はみんな女性でありました。2週間、のどかな田園風景を見ながら入院していたわけでありすけれども、人口3万人の矢板市、お昼と夕方にポーではなくて音楽が鳴るのです。ポーよりも音楽のほうが、のどかでいいなというふうに思いながら入院しておりました。医療現場でてきぱき働く若い看護師さんたちを見ておりまして、今この時期、病院も大変な時期でありますけれども、私もPCR検査を受けまして、陰性が確認されてから入院したわけでありすけれども、一切面会は謝絶ということで、家族の面会もなかったわけでありすが、体の一部が不具合があれば、体全体がしんどい思いをするわけで、健康は本当に大切だなということをしみじみと感じました。まだ骨折をしている状態でありすけれども、メンテナンスをしながら長寿命化を図っていきたいと思っております。

それでは、質問に入ります。まず、1つ目としまして、新橋建設促進化に向けた町の整備計画について伺います。新橋建設を促進化するために、玉村町、前橋市、高崎市が毎年度県に対して要望活動を続けて、既に20年が経過しております。今年度からは、前橋市長が会長、玉村町長が副会長となって、これまで以上に促進化への動きが期待されております。

そこで、大きな課題は何か。そして、一日も早い新橋の建設を目指していくためには、玉村町、前橋市、高崎市の意思統一が必要であると思われすが、意思統一はされているのかどうか。

さらに玉村地区間300メートルのこの未開発地の具体的な計画はあるのかどうかについて伺います。

2つ目としまして、ふるさと納税の多い自治体に学び、町へどう反映させるかということについて伺います。ふるさと納税は、県内各自治体の努力の賜があって、2019年度は49億4,000万円と過去最高の寄附があり、県内トップの草津町は9億5,596万円、中之条町は7億4,316万円、みなかみ町は3億4,980万円と高額な伸びを見せて、温泉地で使える商品券の返礼品が人気とのことであります。4万件の寄附数があった榛東村は4億2,050万円と寄附は増大し、少額の寄附者を増やした策が結果に結びついたようであります。

ふるさと納税制度は、ふるさとを寄附で応援しようという趣旨で始まった制度ですが、昨今はその返礼品の目的の寄附が増えていることから、各自治体の地域の特産や開発の努力が実を結んでいると思われまふ。玉村町は、温泉や特産品がない中でも、試行錯誤しながら寄附額を増やしていることは評価すべきこととあります。今後も寄附を多く集めている自治体を参考として、工夫と発見、努力を惜しまずに、寄附増額へつなげるにはどう取り組むのかを伺います。

3番目は、消防分団詰所の統合計画の進捗状況について伺います。近年全国各地で大規模な自然災害が発生しており、消防団の果たす役割が一層求められております。しかしながら、消防団員の確保が困難になっていることや、各分団に配備されている車両や消防団の詰所も老朽化が進んでいるなどで、計画的な見直しを求められております。再編は、今の10分団を5分団へ編成し直すという計画で、令和3年度から始まる南分団と上陽分団については早期の実施が望まれています。6月議会でも質問いたしましたが、その後の進捗状況について伺います。

それでは、1度目の質問を終わりにします。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 備前島久仁子議員のご質問にお答えいたします。

初めに、新橋建設促進化に向けた町の整備計画についてお答えいたします。まず、大きな課題は何かということですが、今まで要望活動や勉強会を行ってきた中で県が言っているのは、利根川新橋計画地近くには既に福島橋や玉村大橋があるのではないかとということと、新橋ができることによってどんな課題が解決されるのかということとでございます。これに対し町では、福島橋や玉村大橋は町内間を結ぶ橋ですが、利根川新橋は玉村町の橋ではなく、東毛広幹道と前橋南部拠点地区を結び、前橋市、高崎市、伊勢崎市、玉村町の産業団地をつなぐ橋であり、整備を行うことにより県央南部地域の経済産業活動を今まで以上に活発化させ、県の成長戦略を推進する橋であるとの説明をしているところでありますが、なかなか理解を得られていない状況です。

次に、玉村町、前橋市、高崎市の意思統一に関してですが、8月26日に前橋市役所で開催された県央南部地域連絡道路新橋建設促進協議会総会において、玉村町から私、古橋副町長、三友議長、月田総務経済常任委員長と高橋都市建設課長が、前橋市からは山本前橋市長、前橋市議会議長、前橋市議会建設水道常任委員長と関係する部課長が、高崎市からは市長代理である都市整備部長、高崎市議

会議長、高崎市議会建設水道常任委員長と関係課長が出席し、改めて新橋建設促進の意思統一を確認したところであります。

次に、玉村地区間300メートルの具体的な計画についてですが、玉村地区は新橋を含む道路を都市計画道路と六分前橋線として都市計画決定しており、東毛広幹道から県道高崎伊勢崎線までの区間について暫定2車線で供用開始されています。高崎伊勢崎線から北側の約300メートルの区間については現道もなく、用地買収などにも着手していない状況ですが、これは実際に橋の詳細な設計が行われないと高さや幅が決まらないため、買収が必要な用地などが確定できないことによります。今後、勉強会などで新橋建設促進につながる調査研究を行い、一日も早い新橋の実現を目指し、活動していく考えでありますので、ご協力をお願いいたします。

次に、ふるさと納税の多い自治体に学び、町へどう反映させるかについてお答えいたします。議員がご質問で例示された町村には直接確認等はしておりませんが、草津町、中之条町、みなかみ町につきましては有名な温泉地ということもあり、宿泊などに利用できる感謝券が寄附額の増加に結びついていると思われまます。また、榛東村につきましては、返礼品の種類が豊富であるという特徴があります。町といたしましても、ふるさと寄附を伸ばしている昭和村等に直接出向き、ふるさと寄附の手法を確認させていただいているところであります。

ふるさと寄附の多い市町村の特徴といたしましては、先ほど申し上げましたように、温泉やスキーなどの観光資源を抱え、ホテル宿泊に利用できる感謝券を返礼品としていること、返礼品の種類を数多くそろえていること、そして何といたっても核となる人気の返礼品があるということが寄附額を増やす重要な要件であると考えられます。あわせて、返礼品の情報をふるさと寄附専用のポータルサイトを通して多くの方々に見ていただく機会をつくり、興味を引く必要があります。そこで、現在町では利用登録者数が多いふるさとチョイス、楽天ふるさと納税、さとふるの合計3つのポータルサイトを使用し、ふるさと寄附の推進を図っている状況です。

ふるさと寄附を今後も増やしていくための対策としては、やはり返礼品の新規登録に向け、引き続き町内の事業所等を周り、ご協力をお願いしていくとともに、返礼品になり得る製品を発掘することが重要であると考えます。なお、返礼品については、総務省通知により地場産品に限定することになっております。このような状況の下、今年度の新たな返礼品といたしましては、キャリーケースやカップ麺、長ネギ、モツ煮、自家焙煎コーヒー、ロールケーキ、マスクを追加いたしました。思うように増えていないのが現状です。議員の皆様におかれましても、返礼品となり得る玉村町ならではのものがあれば、ぜひ情報をいただきたいと考えております。今後ともふるさと納税寄附額を増加に向け、さらなる魅力的な返礼品の発掘に努めてまいります。

次に、消防分団詰所の統合計画の進捗状況についてお答えいたします。消防分団詰所の統合計画については、令和2年3月に策定した玉村町消防団再編実施計画の中でスケジュール等を定めております。消防団の再編は、令和3年度から令和10年度までの8年間を3期に分け、1期当たりの再編期

間を4年間とし、分団数を現在の10個分団から5個分団に統合、1個分団の団員数を20名にし、再編に伴い詰所車両の更新を図るものです。詰所の更新につきましては、再編期間の4年間において、設置場所及び施設規模の決定、設計、建設を行うこととしています。

ご指摘のとおり、消防団詰所の統合は課題の少ない分団と地域から進めるべきと考え、第1期として八幡原、宇貫、上之手を管轄する3分団と、角淵を管轄する4分団が統合する南分団、上陽地区の9、10分団が統合する上陽分団の再編について、該当する分団と区長、消防団本部及び玉村消防署により協議を始めております。第1期の再編は、令和3年から令和6年までの4か年で行う計画としております。

進捗状況につきましては、9月に第1回再編会議を開き、10月に第2回として団本部、該当分団の正副分団長に意見を聞き、11月に第3回会議を行ったところです。今後いただいた意見を参考に、詰所の場所、規模、構造について検討し、決定したいと考えております。今後のスケジュールについては、詰所の場所を決定した後に、令和3年度に実施設計を行い、令和4年度以降に建設に取りかかる予定となっております。分団員の人数は、再編の当初最大の30名までとなる可能性があります、計画期間内の4年間に分団内で調整していただくこととしております。よろしく申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 12番備前島久仁子議員。

〔12番 備前島久仁子君発言〕

◇12番（備前島久仁子君） マスクをしながらの答弁ですので、ちょっと苦しいかと思えますけれども、少しお付き合い願いたいと思います。

昨年初めてJAビルで前橋市長と前の角田町長が合同企画した勉強会がありました。住民の方にも少しはその新橋建設の大変さ、難しさ、そして必要性、そうしたものが分かったかなというふうに思います。そのときに参加されていた県議が、終わった後に大変申し訳なさそうでした。皆さんの気持ちはよく分かりますと。ただ、この橋の緊急性と必要性は県内でも限りなく低いのだと言っておられました。これが正直な意見かなというふうに私は思います。

そして、私は10年ほど前から前知事に、群馬女性議員の政策会議等でお会いするたびにその新橋の建設についての意見を伺ったことがあります。そのときも前大澤知事はことごとく、橋の必要性は10キロに1本あればいいのだということを何度も念を押しておられました。玉村町には一体何本橋があると思っているのだということも言っておられました。これだけを聞く限りにおいては、橋は10キロに1本、玉村町は相当橋があるということなので、この必要性、緊急性は非常に低いなど私の中では思っておりましたが、今横手大橋と福島橋の間、それから福島橋と玉村大橋の間はおよそ何キロありますか。

◇議長（三友美恵子君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

ちょっと横手大橋のところと今回かかる新橋までの距離というのははっきりとは分からないのですが、福島橋と玉村大橋の間は550メートルだったと記憶しています。当然与六分前橋線の新橋と横手大橋はもうちょっと距離があります。

◇議長（三友美恵子君） 12番備前島久仁子議員。

〔12番 備前島久仁子君発言〕

◇12番（備前島久仁子君） 横手大橋をよく私は走りますが、横手大橋から福島橋は僅か多分2キロほどぐらいかと思えます。玉村町が5キロ四方でありますので、本当に2キロ。そして、今言われました福島橋と玉村大橋の間が550メートルで、その横手大橋と福島橋の僅か2キロの間に新しい新橋を建設したいということでもありますので、大変これは厳しい、難しい状況ではないかなというふうに思います。

そして、副町長にお伺いしたいのですが、以前県土整備部長でしたから大変よくこの件はご存じかと思えますけれども、この緊急性と必要度、これを県土整備部長のときからどのようにこの新橋に関して認識されておりましたか。

◇議長（三友美恵子君） 副町長。

〔副町長 古橋 勉君発言〕

◇副町長（古橋 勉君） お答えいたします。

私が部長のときには東毛広幹道をまず完成させるという時代でしたので、そういう意味では緊急度が東毛広域幹線道路を整備するよりも低いというような位置づけで、東毛広幹道が終わった次の時点での政策かなというふうに考えております。

先ほど備前島議員さんがおっしゃったように、ちょっと私も今頭の中で、福島橋から今考えている新橋まで約2キロぐらい、それから新橋から横手大橋までが約3キロぐらいかなというふうに感じております。

◇議長（三友美恵子君） 12番備前島久仁子議員。

〔12番 備前島久仁子君発言〕

◇12番（備前島久仁子君） 橋の建設には50億円ほどかかるというふうに言われております。国から補助金が35億円ほど出るとしても、大変な財源の支出でありますけれども、なかなか大澤前知事も必要性を示されなかったし、また現知事も、今は大きな災害に向けて河川の改修などをされておりますので、またちょっとポイントが違うかなというふうにも思いますが、ところで10月の1日に玉村町からは正副議長と各委員長、そして前橋市議会の議員をはじめとした懇親会というか、勉強会、意見交換会のときに前橋市の副市長も同席されて、玉村町からも副町長も同席されましたけれども、前橋市が、そして前橋市議会も南部の市議に関しては少しこの件に関して、やっとなし関心を示してくれているのかなというふうに感じます。それまでは、玉村町が20年にわたって県のほうに要望書などを出しておりましたけれども、やっとなし玉村町と前橋市で議員同士でこうした意見交換会

を持ったことが少し前進といたしますか、一步かなというふうに感じております。

そのときも前橋市の議長が、県土整備部長に要望書を出しに行ったけれども、大変冷たい態度だったと。本当に何であんなに冷たい態度かというぐらい冷たかったというふうに何度も言っておられましたけれども、なかなか緊急性、そして必要度が低い橋の建設に何度も何度もあちこちから言われているので、冷たい態度になるのかなというふうにも思いますけれども、なかなかこれは厳しい状態かなというふうに思います。

ところで一方、千代田町の議会だよりを見ますと、この中にも利根川の新橋建設に関わる要望書を群馬県知事に提出しましたという記事が載っております。これは、千代田町議会が中心となって赤岩渡船の新橋建設について、これも群馬県、埼玉県、栃木県の知事並びに地元選出の県議会議員に対して強く要望したものでありますという、この新橋建設、あちこちから新橋建設というのは出ているものではないかと思えますけれども、副町長にお伺いしたいのですけれども、県内でもっとも必要度、緊急度の高い橋の要望というのはあると思うのですけれども、県にはどのくらいのもが各自治体から要望書が出されているのでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 副町長。

〔副町長 古橋 勉君発言〕

◇副町長（古橋 勉君） 私のとくに記憶するところにいたしますと、館林市管内で小さいというか、空想に近いものも含めて、館林市管内で2本、太田市、館林市で2本ですか。それから、伊勢崎市は今言ったうちの橋、利根新橋、それから利根川では前橋市で1本、それから渋川市では2本ぐらいあったと思います。大きい橋では、今言ったように渋川市から6本か7本ぐらいの要望は出ているかと思えます。

◇議長（三友美恵子君） 12番備前島久仁子議員。

〔12番 備前島久仁子君発言〕

◇12番（備前島久仁子君） 相当出ているわけです。その中で副町長が緊急性があるといいますか、これがやはり早くつけたほうがいいなという橋があると思うのです。その状況はどんな状況でしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 副町長。

〔副町長 古橋 勉君発言〕

◇副町長（古橋 勉君） 難しい質問なのですが、どの橋も必要だと思います。その中で今後の町の経済、県の経済を考えたときに必要なのは、玉村町と前橋市にかかる利根川新橋と赤岩の新橋が必要なのかなとは考えています。

◇議長（三友美恵子君） 12番備前島久仁子議員。

〔12番 備前島久仁子君発言〕

◇12番（備前島久仁子君） すばらしい回答です。

これは、玉村町だけでどうこうできることでもありませんし、最近要望書の提出に高崎市の議長も賛同され、一緒に同席されたということでもあります。私も2回ほど要望書を出しに行ったことがありますが、そのときは高崎市側からはどなたも出席されていなかったと思いますので、やはり周辺も一緒に意見を統一して、本当に必要だということを持っていかれたほうがいいのかと思います。町長に伺いますが、高崎市側と、高崎市長でもいいですが、この新橋建設に関しての意見交換会はされたことはあるのでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 私が就任して2月以降は直接橋の件で話したことはありません、高崎市とは。前橋市は、むしろこれまでは玉村町が中心となってやってくれという形で来たのだけれども、やはりこの広幹道が開通し、群馬県の物流の拠点となってきたとき、前橋市もこの橋の重要性は相当感じたらしく、やっぱり県都前橋の市長が、会長としてこの橋の建設に踏み込んだほうがやりやすいだろうという形で私は交代したわけでありますので、そこに当然高崎市は理解してやっていますから、それは問題なく、むしろ状況は今の現時点ではちょっと停滞していますけれども、この橋の重要性というのは前橋市の方々も相当認識しております。それは事実です。それは高崎市も同じです。ただ、富岡市長と橋の件で話したことはまだありません。

◇議長（三友美恵子君） 12番備前島久仁子議員。

〔12番 備前島久仁子君発言〕

◇12番（備前島久仁子君） やはり少しずつ賛同し、そして意見を統一するためには、少しずつ理解者を増やしていくことが必要です。最初は、20年ほど前は玉村町だけが言っていたけれども、今はだんだん前橋市に広がり、今は前橋市長が会長を務めてくれ、そして前橋市議も少しずつ賛同し、その意見交換会ができるような状態になってきた。これが、今度高崎市まで波及していけばもっとすばらしいことであって、高崎市、前橋市、玉村町が一つになっていくということが私は一番望まれる形ではないかなというふうに思います。

そして、前橋市議とこの間の交流会をしたときにも、最終的に最後には、では玉村町の地内300メートルはどうなっているのだと、必ずその話になってくるわけです。お聞きしますと、まだ橋の設計も何もできていないのに、玉村町だけが300メートルの設計をいろいろ進めていくことは不可能に近いと。それは納得するのですが、必ずほかからは、では玉村町は玉村町独自でどうするのだということをやっぱり問われるのです。ですから、それを先に先行するわけにはいきませんが、意見を統一するということが少しでも賛同者、理解者を求めるために、副町長、これからどのように。ここだけで話し合っている場になってはならない。もっと県議ですとか、また理解してくれる県議を増やしていく。そういうことが必要だと思いますが、今後どのように取組を広げていけますでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 副町長。

〔副町長 古橋 勉君発言〕

◇副町長（古橋 勉君） お答えしたいと思います。

前橋市の産業界は、曾我会頭をはじめ、この橋の必要性というのはもう重々承知しておりまして、次は市民にも理解してもらおうということでJ Aビルでそういうシンポジウムを行ったわけですが、今一番の課題は、今の県の考え方がインフラ整備の考え方が前の知事と大きく変わっております。総合計画のビジョンを見ましても、デジタル化とSDGsだと言っております。そういう中で、この橋の必要性というのを勉強していきたいなと思っております。どういうことかといいますと、前橋市は今新聞紙上でスーパーシティと言っております。それから、自動運転バスも言っております。大変そういう意味で、そういう新産業にとってもこの橋が必要だという理論構築をしたいと考えております。今までの道路整備というのは、渋滞があったから、渋滞をなくすとかこういう効果があるだとかということで、それは今の県土整備も同じ考え方なのですが、やっぱり新しい知事が新しいビジョンを唱えているので、それにのっとって新しい産業だとか新しい価値を見いだすのにこの橋が必要だという理論構築を、おかげさまで前橋市はスーパーシティだということを打ち上げていますので、その中で取り組んでこの橋の必要性を訴えていければと、そういうことを市長が知事に言っていただければという戦略で今後進めたいなと、前橋市と話をしております。

以上です。

◇議長（三友美恵子君） 12番備前島久仁子議員。

〔12番 備前島久仁子君発言〕

◇12番（備前島久仁子君） この群馬県の中でも、この高崎玉村スマートインター、そして前橋南インター、高崎インター、そして藤岡市のららん、藤岡インター、このインターの周辺が占める経済効果は群馬県の中でも6割、7割と相当な数を占めているというふうにずっと聞いておりますので、そうした経済効果も期待して、一日も早くそれが実現できるように多くの方に賛同して、そして意見を統一できるように図っていただきたいと思います。

それでは、ふるさと納税について伺います。群馬県の中で非常にふるさと納税が増えておりまして、玉村町のランクも相当皆さんの努力によって上がってきております。そして、前橋市や高崎市を除けば、玉村町は草津町、中之条町、昭和村、榛東村、みなかみ町、嬭恋村に続いて玉村町です。そして、太田市よりも寄附額も多く、伊勢崎市の何と10倍も寄附額を集めております。これは職員の努力にほかならないと思っております。

そうした中で、ふるさと納税のサイトを開きますと、さとふるを開きますと、全国のおいしいものの返礼品がずらっと並んでおりまして、今はもう返礼品から選ぶような時代になっております。カニやホタテなんかがありますと、どうしても北海道に寄附をしたいというふうに思うものかと思いますが、さとふるの中では玉村町を検索するとイチゴですとかゴルフのプレー券、そして健診、カステラ、マスク、豚肉とあるのです。ちょっとここ寂しいかなというふうに思います。そして、今度ふるさと

チョイスを見ますと、こちらはハンドメイドのキャリーケース、機内持ち込みの丈夫なスーツケースです。こういうものもあって、上州牛に加えてカレーのセットもあつたり、スイーツの詰め合わせもあります。先ほどのハンドメイドのキャリーケースは25万円の寄附です。その返礼品となっております。さらにコーヒー、ホルモンのセット、季節の野菜の厳選セット、招き猫と種類が豊富なのですが、このさとふるだけを見た場合は玉村町何となく少ないのではないかと。このサイトによって扱っているものが違うのです。それはさとふるさとチョイスを見ればいいですけども、これはどういうふうなことで、こうに扱っているサイトに載せる品目が違ってくるのでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 企画課長。

〔企画課長 中野利宏君発言〕

◇企画課長（中野利宏君） お答えいたします。

現在3つのサイトでさとふるさと納税の周知を行っているところです。議員のおっしゃるとおり、さとふるさとチョイスがかなり玉村町は充実しております、楽天、さとふるというような、そういう状況となっております。3つとも返礼品の業者さんが登録をさせていただいて、出していただくと、見ていただける機会も非常に増えるというような考えもありまして、できるだけ多くのサイトに出してもらえるといいようにちょっと働きかけもしているのですが、返礼品を受ける業者さんによっては、3つのサイトからそれぞれ連絡が来るとちょっと事務処理上大変だというふうな声があります。それで、寄附を受ける場合はやはり連絡システムを1つに絞っていただくほうが明快であるというような声もありまして、返礼品の業者さんからいきますと、全てに出せばいいというような感じでもないようでございます。

そこで、町のほうでも返礼品を出していただくときにその辺の説明をさせていただいて、ご了解を得た上で登録をするような形になっています。現在のところ、やはりシェアというのでしょうか、登録者数が一番多いのがやはりさとふるさとチョイスになりますので、自然とその辺のサイトを希望される返礼品の業者さんが多くなるのかなというふうに思われます。

◇議長（三友美恵子君） 12番備前島久仁子議員。

〔12番 備前島久仁子君発言〕

◇12番（備前島久仁子君） 温泉券ですとか宿泊券を返礼品にしているところが非常に上位に来ているのは分かります。玉村町は温泉もなく、宿泊地もない中で、特に目立った観光地がない中でこのように伸びているのは、本当に努力されてきたのだなということを思いますが、千代田町なんかでも民間の企業で作っている健康器具を返礼品にして、寄附額が前年度の2倍にアップしたり、また昭和村も扇風機ですとか、そうした企業の作ったものを返礼品にしているところが最近伸びてきております。なかなか地場産のものを加工して何かを作っていくということは大変時間もかかりますし、また難しいところだと思います。ですから、玉村の町内でもキャリーケースに目を留めたところはすばらしいかなと思いますが、もっと開発といいますか、地元で、玉村町で生産されているものを返礼品

にというところを願いたいと思うのですが、今のところ検討されているところはありますか。

◇議長（三友美恵子君） 企画課長。

〔企画課長 中野利宏君発言〕

◇企画課長（中野利宏君） お答えいたします。

千代田町さんや昭和村さんには1度訪れまして、やはりどういうふうな取組をしているのかというのを教えていただきました。そこでは、やはり議員のおっしゃったとおり、町内、村内で生産されている工業製品、こちらのほうを返礼品に加えて、非常に寄附が増えたということでございます。玉村町におきましても、今年度町内にあります大手事務用品メーカー、今は事務用品よりも産業用の作業道具、工具というのですか、こちらのほうが主力になっているようですが、その会社へ訪れまして、返礼品を出していただくようお願いしております。合意をいただきまして、現在写真などもポータルサイトに提供いたしまして、間もなく掲示されるのではないかと思います。その中では非常に高価なものもありまして、返礼品の額が先ほど25万円という例もあったのですが、もっと高い金額になるものもあれば、家庭向きで数万円で寄附ができるものもありまして、十数点ぐらい一気にラインナップをさせていただく予定となっております。その辺が日本国民の方、見ていただきまして、寄附をしていただければ大変ありがたいのですけれども、逆に寄附につながらないとしても、玉村町にこういう企業があって、こういうものを作っているのだという、そういうPR、宣伝にもなるのではないかと、企業さんにはそういうようなことも話して勧めているような状況でございます。

また、このほかにも玉村町産コシヒカリ、農家の方に協力をいただきまして、300キロ程度だと思っておりますけれども、今年度ふるさと納税の返礼品に加えたいというふうに考えておりますし、またイチゴ農家さんが先日もう一件、玉村町にできましたので、そちらの農家さんにもイチゴを返礼品として出していただくように現在勧めておりますので、間もなくこの3点が新たに返礼品として加えられるのかなというふうに思っております。

◇議長（三友美恵子君） 12番備前島久仁子議員。

〔12番 備前島久仁子君発言〕

◇12番（備前島久仁子君） 様々な発見と発掘によってこれは伸びる事業でありますので、力を入れていただきたいと思っております。

そして、玉村町に観光で来られる方の入り込み客数というのですか、これの全体の80%が道の駅玉村宿とゴルフ場に来られる方ということで、ゴルフ場の利用者は結構県外、埼玉県、東京都から来られる方も多いのです。ですから、そこでゴルフをされた方に、玉村町にふるさと納税を寄附していただければ、平日のゴルフ利用券もありますよと、そういうものをお知らせするというのも、これは必要ではないかなというふうに思いますが、その点はどのように思っていらっしゃる。

◇議長（三友美恵子君） 企画課長。

〔企画課長 中野利宏君発言〕

◇企画課長（中野利宏君） 現在2つあるゴルフ場の中のいわゆる旧玉ゴルフ場ですか、こちらのほうの返礼品がございます。また、もう一つ、新玉ゴルフ場のほうにも以前出向きまして、返礼品に加えていただけませんかということでお願いをしてあるのですが、ちょっと話はそのままになっているような状況でございます。

玉村町には、ゴルフ場に町外からたくさん利用者が来ていただいておりますので、そういった方々により多く寄附をしていただけるようにアピールしていくことは非常に大事かと思っておりますし、またせっかく玉村町に来てくださった方ですので、すぐゴルフ場からまた帰って行ってしまうのではなくて、玉村町の中に入ってきてもらいたいなど、そういうようなことも考えておりますので、そういったことも併せてPRしていきたいなというふうに思っております。

◇議長（三友美恵子君） 12番備前島久仁子議員。

〔12番 備前島久仁子君発言〕

◇12番（備前島久仁子君） 榛東村も結構伸びているのですけれども、この榛東村が伸びているのはやはり上州牛やチーズなどの1口1万円程度の小口寄附の返礼品を増やしているということで、こうしたものがちりも積もればということで大変伸びているということでもありますので、高額な寄附だけではなくて、1万円を寄附、たくさんの人にしてもらえるということも必要かと思っておりますので、各自治体のいいところをたくさん取り入れて、できることはやっていただきたいというふうに思います。

それと、来年度からスタートします玉村町魅力づくりの推進機構が始まるわけではありますが、この中でメディアに町のPRなどをしていくわけでもあります。そして、新聞、雑誌、テレビなどで玉村町がPRされれば、またふるさと納税も少しずつ違う角度から増えていくのではないかなというふうに思いますので、これも期待したいなということでもあります。

それで、ふるさと納税は今後8,800万円ぐらいを目標にしていくということではありますが、今メディアを使って自治体をPRするということは、もう今の時代は当たり前でありまして、先日も私ユーチューブで新井君、久保田君の「たまむらチャンネル」というのを見ておりました。この2人が公務員でありますけれども、一生懸命町のPRをしてくれているのです。この中でふるさと納税の仕方ということもユーチューブでやっているのです。ですから、こういう頑張っている若い職員ですか、こういう人たちがどんどんまた町の発信をしていけば、誰でもどこでも見られるということでありまして、ちょっと視聴者は少ないのですけれども、この2人の。だから、こういうものも利用されたいかなというふうにはないかなというふうに思いますが、別の角度から町のPRとふるさと納税も増やし、町に来てもらうということも全て含んでこうしたユーチューブ、インスタ、そういうものを利用されていく、若い職員が。ということについてはどのように感じていますか。

◇議長（三友美恵子君） 企画課長。

〔企画課長 中野利宏君発言〕

◇企画課長（中野利宏君） 全くそのとおりだと思っております。

ふるさと納税の宣伝という言葉を使っていいのか、PRなのですが、総務省の通達でありあまり派手なものは駄目だということになりました。以前ですとお得ですとか、そういった言葉が踊っておりまして、それで寄附の関心を引くとか、そういったような手法があったわけなのですが、それは禁止になりました。それでいながら、どうやって玉村町のふるさと納税を宣伝していくかというときには、やはり返礼品だけをうたうのではなくて、道の駅のこととか町の特徴、歴史資産とか自然とか、その辺を紹介しながら、こういう返礼品もありますよというような形で紹介をする形にして、主に東京圏、首都圏になるのですが、新聞等でも格安で載せてもらったりしております。そういうふうなPRができない、誇張した宣伝ができなくなっておりますので、議員がおっしゃったとおり、ユーチューブ、動画でもそうですし、SNSですか、その辺についてもさらっと町のふるさと納税のアピールを入れていって、いろいろな手法で見えていただく、露出の機会を増やしていく、そういうことが非常に有効なのかなとは思っております。その辺ちょっとまたこれからも心がけていきたいなというふうに思います。

◇議長（三友美恵子君） 12番備前島久仁子議員。

〔12番 備前島久仁子君発言〕

◇12番（備前島久仁子君） よろしく願いいたします。

それでは、次に消防分団の詰所のことについて伺います。消防分団の詰所は、統合されることに関してですけれども、各地区のほぼ中心で、消防のポンプ車1台分、そして可搬ポンプ車1台が入り、そして駐車場、分団員の駐車場が確保できるということで、条件がそういうことで、空いている公用地があれば、それをまず第一に活用されればよろしいかと思うのですけれども、今言いました南分団、そして上陽分団、予定されている公用地が現在のところあるのでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） 消防団の再編についてお答えをしたいと思います。

今現在町長の答弁にもありましており、南分団と上陽分団の詳細な打合せというのですか、会議のほうを区長さんも交えて関係者で行っているわけですけれども、3回会議を行った中で、今現在上陽の分団、9分団、10分団の再編につきましては以前から少しお話をさせていただいたこともある旧玉村内科クリニックさん、あちらが閉院になりましたので、あちらの場所については今の上陽地区のほぼ中心地に当たると思われますので、そちらを候補地として今現在協議のほうを重ねているところです。

南分団につきましては、先ほど議員がおっしゃられたとおりで、公有地で適地がないかということは今現在模索しているわけですけれども、候補地の中の一つとしては社会体育館の敷地内ということも今議題の中に上がってはいるのですけれども、なかなかちょっとその地区内、角淵、上之手、宇貫、八幡原、その中の地区の中心かと言われると、どうしても北側のほうになりますので、ちょっと

場所的にどうなのだという話も会議の中で出ております。そちらも含めまして、こちら住民感情もとても関心の高い部分ではありますので、あまり拙速にどうしてもということで町の考え方を押しつけるのではなくて、お話も聞きながら適地のほうを選定して、場所のほうが決まれば速やかになるべく早めにそちらの計画を進めたいと考えています。

◇議長（三友美恵子君） 12番備前島久仁子議員。

〔12番 備前島久仁子君発言〕

◇12番（備前島久仁子君） 玉村町は山があるわけでもなく、丘があったり、大きな災害時にあるような危険な箇所があるわけではなく、非常に5キロ四方のコンパクトな町であります。ですから、中心から少し外れるということは、人の感情として隣にあったものが300メートル先に行っても何となく寂しいような、ちょっとここにあったものがあるという感情があるのかもしれませんが、例えば南小学校から社会体育館まではわずか車で1分ほどであります。ですので、できるだけ公用地が使えれば、その土地の取得、そうした費用もかからず、そして整備も順調にいくものだと思いますので、時間をかけて区長さんなり分団の方たちと、またこれからも意見交換などをしながら決定されていくのだと思いますけれども、早期に願っておりますので、早くそれがスムーズに移行していけば一番いいかと思えます。ただ、それほど遠くないところありますので、角淵、上之手、宇貫、八幡原、全ての地域を網羅しても僅か車で七、八分もあれば行けるようなところだと思いますので、人の感情が少し壁が越えられないという部分が、これは何事にもあると思えますけれども、スムーズに移行していけるように願っております。では、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

◇議長（三友美恵子君） 休憩いたします。11時20分に再開いたします。

午前11時4分休憩

午前11時20分再開

◇議長（三友美恵子君） 再開します。

◇議長（三友美恵子君） 次に、11番宇津木治宣議員の発言を許します。

〔11番 宇津木治宣君登壇〕

◇11番（宇津木治宣君） 11番宇津木治宣です。通告に従って質問いたします。

今年1年は、まさにコロナの話題で持ち切りということの1年になりました。私たちの町民生活、国民生活に本当に隅々まで重大な影響を与えているこのコロナ問題。考え方によっては、これを乗り切ることによって社会の仕組みも新しい仕組みに変えていく必要があるのではないか、そういうことで今痛感をしているところであります。今朝も飯塚の区長さんから電話がありまして、賀詞交換会中

止しますと。はあっと。1年に1回、区民の皆さんが集まって挨拶するのですけれども、例年私もそこで議会報告をするつもりなのですけれども、その機会がなくなる。やっぱり我々議会活動の中にもコロナ問題は重大な影響を与えていると懸念をしているところでもあります。

それでは、通告に従って質問をいたします。まず最初に、令和3年度予算編成の基本方針についてお尋ねをいたします。石川町長は、今年の2月に当選をされまして、従って今年度の予算は骨格ができていたとは言いませんけれども、やっぱりまるきり準備の段階から立ち上げるというものではなかったのではないかと推測するわけですけれども、今度の令和3年度の予算編成はまさに石川町長自ら編成をするということになるかと思えます。そして、第6次総合計画長期計画に基づいて基本計画を策定し、これを具体的に実践するための予算になるわけです。町長は、「暮らすなら、ここがいい。」を目指す将来像と定め、将来像を達成できるよう町民の方々とまちづくりを進めるとしています。そこで、以下の点についてお伺いいたします。

まず第1に、令和3年度の予算編成の基本方針はどんなものか、お尋ねをいたします。

次に、令和3年度予算の重点施策はどうか。石川カラーが出てくるのか、そういうことを期待してお伺いするところでもあります。

次に、大きい2番目として、新型コロナウイルス感染症の危機から町民の暮らしを守り、経済を立て直すための施策についてお尋ねいたします。まず、新型コロナウイルス感染症対策に当たる政府の分科会は、今月に入って各地で感染者が増加していることを受け、適切な対策を取らなければ急速な感染拡大に至る可能性が高いという認識を示し、緊急提言をしたところでもあります。群馬県は、11月28日、ガイドライン、警戒度を3に引き上げました。今朝も役場の入り口のところに警戒度3の仕組みについての貼り紙がしてありますけれども、各種活動に重大な制限が加えられるということになります。そして、伊勢崎保健所管内でも感染が増加し、社会活動全般に大きな影響をもたらしています。当町においてもさらなる感染予防対策が求められているのではないのでしょうか。

そこで、お伺いします。町は、新しい生活様式の実践例をホームページに掲載し、一部に配布していますが、広く児童や生徒、町民全般に広め、感染予防対策の徹底をしていく必要があるのではないかと。どのような具体策を考えておられるのか、お尋ねいたします。

次に、2番目として検査体制の抜本的拡充、医療提供体制の確保。症状のある人や濃厚接触者に限らず、リスクのある地域や集団の網羅的検査、病院、介護、施設、保育所などケアを伴う施設での定期的な検査など、PCR検査等の抜本的拡充を国、県に申し入れるとともに、町としてもできることを実施し、無症状感染者による感染拡大を防ぐ必要があるのではないかと。また、本人等の希望による検査ニーズに対応できる環境整備も求められています。また、地域医療提供体制の維持、確保をするための取組も求められています。また、かかりつけ医等に相談し、受診できる体制の整備も求められています。そして、コロナ問題に関わる状況の中、様々な差別やバッシング、誹謗中傷、そういうのも伴っているのも現状でもあります。こうした差別やバッシングを許さないメッセージを強力に町とし

ても発信していく必要があるのではないかと思います。

4つ目に、新型コロナでの社会的距離の確保が求められている。小中学校の少人数学級や独自に教室内の3密を避ける対策を取ることはできないのか、お尋ねをいたします。

5つ目に、公共施設の感染予防対策を万全にと。公共施設では、文化センター、勤労者センター、公民館等でいろいろな行事をやっているわけですが、先日も飯塚公民館で行われていた筋トレ、当面の間中止と、こういうことで、各種公共施設で行われている様々な研修も相当の制約を受けてきていると。こういう中で、公共施設の感染予防対策をしっかりと、各種活動の継続を進めていく必要があるのではないかと思います。

6つ目に、コロナ禍の地域経済の支援、対策の強化を。今コロナの問題で中小企業、部分的ではありますがけれども、多くのところで大変厳しい状況に置かれていることを踏まえ、来年度においても新型コロナ対策を受けた地域経済の支援、事業継続のための支援を継続することを求めます。

また、新型コロナで納付困難に陥った人への徴収猶予の適用を必要などころから受けられ、延滞利子の免除も活用できるように周知することを求めます。

以上、第1回目の質問といたします。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 宇津木治宣議員のご質問にお答えいたします。

初めに、令和3年度予算編成の基本方針についてお答えします。宇津木議員のおっしゃるとおり、令和3年度は第6次玉村町総合計画の初年度となることから、新たに掲げる町の将来像「暮らすなら、ここがいい。」の実現に向けたスタートを切る重要な年度となります。したがって、令和3年度の予算編成においては、町が目指す新たな将来像を実現するため計画に定められたこれからのまちづくりの柱となる6つの重点目標、「「わざわい」から生命と財産をまもる」、「子どもを育て未来をつくる」、「元気に年を重ねられる町をつくる」、「生活しやすい環境をつくる」、「たまむらの良さを次世代につなぐ」、「笑顔と活気のある地域をつくり、つなげる」に沿った施策に主眼を置きつつ、引き続き地方創生の深化に向けて切れ目のない取組を継続していく必要があることから、第6次総合計画と第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略を政策立案の両輪として推進することといたしました。

これらを前提に、職員に対しては、これまでにない厳しい財政状況をおのおのの職員がしっかりと認識し、これまで培ってきた経験を生かしつつ、コロナ禍におけるニューノーマルの視点からウィズコロナ、アフターコロナを見据えた新型コロナウイルス感染症対策の徹底を最優先課題として捉え、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図りながら、将来にわたって持続可能な行財政運営を堅持し、未来に希望をつなぐまちづくりを行っていく旨の道筋を示しました。そのためにも、町税をはじめとするあらゆる収入源について、より一層の歳入確保対策を講じるとともに、最少の経費で最大の効果

をといた原則的な考え方を徹底し、既存事業に固執することなく、緊急度、優先度を踏まえた歳出の重点化を基本に、思い切った事業の見直しや業務のデジタル化の推進等で効率化を図ることにより生み出した財源やマンパワーを、ニューノーマルの視点を取り込んだ新たな政策に大胆に振り替えていくことで、コロナ禍の危機克服と新たな日常として新しい生活様式を踏まえた新しい未来に向けた予算編成に当たることを指示いたしました。

次に、重点施策はとのご質問に答えます。令和3年度の予算編成における重点施策といたしましては、まず先ほども申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染症対策の徹底を最優先課題として感染拡大防止をはじめ、町民生活の正常化や社会経済活動への後押しなど、町民生活や地域経済を一日も早く回復するよう、新しい生活様式を踏まえたコロナ終息までの継続的な取組と、終息後を見据えた地域経済の再生、にぎわいの創出など、戦略的な事業展開に取り組むこと、特にコロナ禍により中止や延期を余儀なくされたイベントなどについては、コロナだからできないではなく、どうすればできるのかということをよく考えて、コロナ対策をしっかりと行う中で、町ににぎわいを取り戻すための事業計画を立てることを指示いたしました。

さらに激甚化し、頻発化する自然災害への対応として、防災、減災に町民と行政が一丸となって取り組む強靱なまちづくりを強力に推進するほか、人口減少、少子高齢化の進展に伴う長寿社会を見据えた全世代型の地域福祉の推進、若い世代の定住や雇用促進、地域活性化などにぎわいを創出する未来への投資、子育て世代が多く住む町として安心して子供を産み育てられる環境整備の継続的な推進、子供たちの学びを保障する教育環境の整備、充実など、多分野にわたって本町ならではの施策を創出し、重点的に取り組むことを指示したところでございます。

いずれにいたしましても、町が目指す新たな将来像を実現に向けて、総合計画の新たな重点目標を含む全ての施策について着実なスタートを切り、ポストコロナ時代の新しい未来に向けた予算となるよう、全職員の熱意と勇気ある挑戦により要求に当たることを指示したところでございます。何とぞご理解とご協力をお願いいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症の危機から町民の暮らしを守り、経済を立て直すための施策についてお答えいたします。まず、1つ目の感染予防対策の徹底につきましては、現在第3波と言われる感染拡大の影響が大都市を中心に全国的に広まっている状況であり、緊急事態宣言が出されないまでも、今後の動向も見通せない深刻な状況が続いております。町としましても、この状況を新型コロナウイルス感染症対策の重要な時期と受け止め、国から出された新しい生活様式に続き、新型コロナウイルス、季節性インフルエンザ感染症の対策や、これからのインフルエンザ流行期に備えて新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための感染リスクが高まる5つの場面などを、町民に対して町ホームページや広報、メルたまなどで情報発信、注意喚起を引き続き行ってまいりたいと考えております。

また、児童生徒用には、新しい学校生活様式と題して、子供たちに分かりやすい文字や絵で基本的な感染予防について再認識してもらえよう、そして安全に学校生活が送れるように各学校に配布し、

活用をお願いしたところでございます。

次に、2つ目の検査体制の抜本的拡充、医療提供体制の確保についてお答えいたします。現在でも新型コロナウイルス感染症に感染しているかを調べる方法として、PCR検査が最善であるのは変わりはなく、新型コロナウイルス感染症の確定診断に用いられております。しかし、現在の全国的な感染拡大の状況の中、無症状の人に検査を実施することは、医療体制の逼迫を招くことにもつながり、さらには感染者や濃厚接触者の検査状況に影響を与えかねないことも予想されます。また、陰性と結果が得られても、検査を受けた時点での判定であり、定期的に検査が必要となります。クラスターなど感染者が多数発生している地域では、介護施設等の網羅的検査を国では指導しており、町、県の発生状況を注視しているところです。

次に、本人等の希望による検査ニーズに対応できる環境整備につきましては、現在本人が希望すれば、自費でPCR検査や抗原検査ができる機関も複数存在しており、鼻腔や唾液での検体を提出する検査を行政検査以外の検査として実施することができる状況となっております。

次に、地域の医療提供体制を維持、確保するための取組とかかりつけ医等に相談、受診できる体制の整備につきましては、まず地域の医療体制としまして、伊勢崎佐波地域では令和2年11月1日から新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザとの同時流行に備え、相談、診療、検査体制が変更になり、今まで以上に協力病院の体制が整い、診療、検査外来の指定が行われ、発熱患者等を積極的に診ない医療機関からの案内により、比較的症状が重い患者の診療や行政検査に対応するとともに、土、日、夜間の救急患者の診療、検査に対応できる体制整備が行われました。これにより発熱患者等、受診予約や電話相談が行われた場合、かかりつけ医が診療できないとしても、比較的スムーズに医療機関等につなげることができる体制づくりが整備されました。

また、ほかにも県に設置された群馬県新型コロナウイルス感染症コールセンターに代わり、受診・相談センターを電話相談窓口として24時間体制によるコールセンターを設置し、土、日や夜間でも電話相談できる体制整備を行い、町民が安心して生活できるように取り組んでおります。今後も県や医師会等と連携しながら対応していきたいと思っております。

次に、コロナ差別防止へのメッセージ発信についてお答えいたします。この問題につきましては、宇津木議員ご指摘のとおり、感染症の患者やその家族、濃厚接触者、医療従事者、福祉事業者などに対して不当な差別や扱いを禁止するメッセージを引き続き強く発信していきます。今までもメルたまでの町長メッセージに始まり、広報やホームページ等で発信を行ってまいりましたが、今後も差別防止メッセージの発信手段、発信の機会を広げ、民生委員の会議や各種団体が集まるときにも周知したいと考えます。議員各位におかれましても、共にコロナ差別へ立ち向かっていただきますようご協力をお願い申し上げます。

次の小中学校の少人数学級及び3密対策についての質問は、教育長からお答えいたします。

続きまして、公共施設における感染予防対策についてお答えします。玉村町には様々な公共施設が

ございますが、不特定多数の方が大勢集まる施設として役場庁舎、文化センター、社会体育館がございます。役場庁舎におきましては、入庁時に手指消毒とマスクの着用をお願いをし、庁舎の正面入り口、保健センター入り口、職員玄関入り口に体表面温度チェッカーを設置しております。また、各階カウンターの窓口には、町内業者からご寄附いただいた飛沫防止板を設置し、窓口サービスにおける感染防止に努めております。また、会議室においては、会議等を実施の際に参加者の体調等の申告を義務化し、会議終了時のテーブルや椅子等の除菌、夜間におけるオゾンによる除菌を行っています。さらに、感染につながる接触面を減らすため、庁舎内のトイレ利用後の手洗いを自動化し、ペーパータオルを導入するとともに、トイレのドアや会議室のドアの取っ手部分には職員が除菌塗装を実施するなど、感染予防対策に取り組んでおります。

文化センターでは、入館時に手指消毒とマスクの着用の徹底をお願いしています。また、公民館施設とホールの利用に当たっては、利用上のガイドラインを配布し、健康状態の確認、参加者名簿の提出、ソーシャルディスタンスの確保、換気の徹底、利用後の室内消毒を実施していただいております。なお、ホールについては定員の50%を上限にするるとともに、来場者の検温の実施をお願いしています。また、共有部分の椅子やテーブル、ドアノブ、スイッチ等については職員が定期的に消毒をしています。

次に、社会体育館においては、手指消毒をはじめ窓口にて検温を実施するとともに、健康状態確認票の提出、ソーシャルディスタンスの確保、マスクの着用の徹底をするるとともに、利用した備品等の消毒をお願いしています。なお、人数制限については、アリーナはステージを含めて40人、会議室は換気を徹底することを条件に20人とし、更衣室、シャワールームは使用禁止としています。トレーニングルームについては、午前、午後、夜間、それぞれ3時間の区分を設けるとともに、各区分の定員を15人としています。また、アリーナ、ステージ、会議室は利用間隔を30分取り、トレーニングルームは各区分ごとに1時間を空けるとともに、館内の換気を徹底し、共有部分の椅子やテーブル、ドアノブ、スイッチ等については職員が定期的に消毒をしています。

上記以外の公共施設につきましても、基本的な感染予防対策に加え、利用者の特性等に沿った対応を実施し、感染予防に努めております。

次に、コロナ禍の地域経済支援対策についてお答えします。町では、現在新型コロナウイルス感染症拡大の影響により売上高が減少し、経営に支障を来している町内の中小企業及び個人事業主に対して、玉村町新型コロナウイルス感染症緊急経済対策資金による玉村町小口資金の信用保証料及び利子4年間の全額補助、玉村町小規模事業者緊急支援助成金交付事業及び玉村町小規模事業者事業継続支援助成金交付事業により、売上高が前年同月比で20%以上減少している事業者に10万円、50%以上減少している事業者にさらに20万円の助成金交付を実施し、さらに玉村町緊急経済対策住宅等リフォーム支援事業補助金交付事業により、リフォーム工事費の2割、20万円を上限とした補助金の交付、プレミアムつき商品券発行事業補助金を玉村町商工会に交付して商品券発行事業を実施して

いただくなど様々な事業を実施して、町内中小企業、個人事業主の支援、町内経済活動の維持、継続に取り組んでおります。

これらの事業の状況としましては、11月18日時点で緊急経済対策資金による小口資金の信用保証料、利子補給の認定件数が24件、融資総額が2億5,450万円、それぞれの交付予定総額が信用保証料で約105万円、利子補給4年間で約1,114万円であり、今後も数件の認定申請がある予定です。緊急支援助成金の申請件数は630件、交付総額は6,300万円、事業継続支援助成金の申請件数は465件、交付予定総額は9,300万円、リフォーム支援事業補助金の申請件数は441件、交付予定総額は6,517万円という状況です。商品券発行事業については、玉村町商工会にご協力をいただき実施している事業であり、概算払いで約1億6,600万円の補助金を支出しております。多くの町民の方々に購入していただき、商品券発行総額4億5,168万円、取扱い店舗数201店舗という状況です。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、第3波が襲来していると思われ、いまだに収束の兆しが見えない状況で、今後も私たちの生活や経済活動に影響を及ぼすと考えておりますが、経済対策事業には多額の予算を必要としており、町の財政状況、国、県の動向も注視しながら、事業の実施を判断してまいりたいと思います。

また、小規模企業振興条例に関しては、現在もこのように小規模事業者に対して様々な支援策を講じているところでありますが、町内の事業者の多くは中小企業であり、中小企業の活躍が町の活性化と雇用創出につながるものと承知しており、条例の制定についても取り組んでまいりたいと思います。

次に、地方税に関する徴収猶予の特例につきましては、新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間において、事業等に係る収入が前年同期に比べおおむね20%以上減少し、一時に納付が困難である方に対して1年間、地方税の徴収を猶予することができる制度が新設されました。特徴としましては、担保提供が不要で、猶予期間中は延滞金が免除になることであります。ホームページや広報等で周知を図っておりますが、引き続き相談があった際は丁寧な説明をするとともに、一日も早く生活再建ができるように、その人に合った納税提案をしていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

◇議長（三友美恵子君） 教育長。

〔教育長 角田博之君登壇〕

◇教育長（角田博之君） 現在国の基準では、小学校1年生は35人以下、小学校2年生から中学校3年生は40人以下で1学級を編成することとしています。

一方、県は独自にぐんま少人数クラスプロジェクトとして、小学校1、2年生は30人以下、3年生から6年生及び中学校1年生は35人以下で学級編制を行っております。本町においてもその基準に基づいて、小学校1年生から中学校1年生までは少人数学級編制を行っております。しかし、中学校2年生、3年生は国の基準の40人以下での学級編制のため、1学級37から38名が在籍をしてい

ます。

本町の独自の取組としては、各小中学校にマイタウンティーチャー（玉村プラン）を配置し、特定の教科については学級を2つに分けて指導しています。しかし、学校生活全ての場面で3密を避けるためには、議員おっしゃるとおり、学級自体を少人数にすることは必要だと認識をしております。少人数学級編制を行うためには、学級数の増加に伴い、県費負担教職員の増員が必要となるため、教育委員会としましても少人数学級編制に必要な県費負担教職員の増員を県教育委員会に要望しているところです。

◇議長（三友美恵子君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 丁寧な回答、ありがとうございます。

それでは、最初の質問に移ります。町は、新しい生活様式の実践例をホームページとか様々なところで配布をしているわけでありますけれども、私から見て、若干新しい生活様式の普及のスピードが遅いというか、何か見られないで、先日筋トレの会場にこれは地域包括支援センターの人が持ってきたチラシなのです。密閉、密集、密接しないよと、こう絵で描いてあって、こういうことを気をつけようではないかという分かりやすいあれなのです。それで、ここにストップ感染拡大、玉村町の「た」のところは大切な命を守るため、「ま」のところはマスク、手洗い、ソーシャルディスタンス、玉村の「む」は無理せずマイペースで感染予防と介護予防、「ら」はラヂオななみを聞きながらで、「ま」はまた大声で笑える日まで、「ち」は力を合わせて頑張ろうと、こういうちょっとあれですけども、これが全ていいとかいうわけではありませんけれども、やっぱり広く町民の皆さんに感染予防を徹底していく、協力を要請していく、協力というか、自分の身を守ることにつながるのだということで、町一丸となってソーシャルディスタンスを含めたPRを強めていくべきではないかと。

今のところ町民全般にわたるような、こういう呼びかけ文書というのは今のところ見ていないですけども、この計画というか、取組はどんな状況なのでしょう。この前の民生文教常任委員会でもその辺は委員の皆さんから指摘を受けたところですけども、どのような方針でしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舛田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舛田昌子君） チラシにつきましてPRしていただき、ありがとうございます。

まず、民生文教常任委員会の所管事務調査のときに委員の皆様からいろいろご指摘あった件で、新しい生活様式についてお子さんに知ってもらうようにPRしてもいいのではないかとということで、それにつきましては早速チラシを子供用に分かりやすく作りまして、学校教育課の助けをいただきまして、学校で朝礼ですとか学活ですとかに使っていただいて、こうにしてくださいということで勉強していただけるということで、早速先月の11月上旬から中旬ぐらいまでには配っていただきました。

それから、新しい生活様式につきましては、ホームページとメルたまにはすぐ載せることはできる

のですけれども、なかなか広報、皆様の家庭に届く広報につきましてはタイムラグがあるのですけれども、12月1日号でお知らせする予定です。それで、今日議員がお持ちのそのチラシにつきましては、現場のほうでもこれはいいチラシだねということなので、もしかすると1月号か、その次号ぐらいでねじ込んで、皆様にお知らせする予定でございます。ありがとうございます。

◇議長（三友美恵子君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 確かにこれは委員会で配られた資料ですか、新しい生活様式の実践例という。これだけだと、全町民に配ってもなかなかちょっと難しいかなというような感じがするのですけれども、こういう資料というのはホームページとか何か、いろんなところでいつでも取り出せるのです。だから、パソコンをやって、そういう情報に接せられている人は簡単というわけではないのですけれども、それでテレビ等でも盛んに今いろんなことをやっています。ですから、そんなに問題はないというか、浸透はしていると思うのですけれども、やっぱりコロナの問題は感染を私たちが予防することがまず出発点だと。何の問題よりも、どこかで誰かがかかってきて、家族にうつして、家族が例えば子供がいたら学校に行ってほかにうつしてしまったとか、そういうぐるぐる回るような態勢の輪っかをどこかで切っていくと。それには、一番最初に一人一人が新しい生活様式の実践例を自分のものにしていくということを行政としても呼びかけていくと。そういうことで、今課長のほうからそういう準備が進んでいるということなので、その辺はぜひお願いいたします。

次に、検査体制の拡充についてなのですが、実は私が調べましたら、埼玉県の三芳町というところがあるのですけれども、人口3万8,000人とか、玉村町とほぼ同じ町のことなのですけれども、こういうPCR検査拡充、町内医療機関と提携と。新聞報道によりますと、こうに書いてあるのです。埼玉県三芳町は、新型コロナウイルスの無症状者に対するPCR検査を拡充することを決め、町内の医療機関と検査業務に関する契約を結んだと。感染者が確認された町内の施設や企業の利用者や勤務者を対象に町が検査費用を全額負担する。今後の感染拡大に備え、町民の不安を払拭する狙いがあると。議会に提案されて、全会一致で1,000万円の予算が9月の議会に提出されて成立したそうです。事業の対象者は、大きく言って、三芳町の65歳以上の高齢者または65歳未満の疾患を有する人。2つ目は、町民の身近な生活の場において感染者が発生した場合、県が実施する行政検査及び保険診療の対象にならない無症状であるPCR検査の希望者と。ここがみそなのです。無症状だけれども、濃厚接触というか、そういうところに関わった。費用は全額町で見てくれるのですけれども、陽性だった場合は保険が適用になるので、そっちに回すという流れになっているようです。

生活活動の場というのはどういうことを言っているかということ、いろんな社会活動全般にわたって、ここでは区長会とか自治会とか民生委員の会議とか、いろんなそういう細かいところの会議の中でもし万が一陽性者が発生した場合に、その関係者が、現状は県が全部濃厚接触者かどうかの認定をしますので、それとは別にそういう組織にしたものを全面的に医療機関と提携を結んでPCR検

査、どういう検査になるか分かりませんが、すると。1人1万円で1,000万円の予算を計上すると。1,000万円が高いかどうか、これで殺到するかどうかは別にしても、町民の皆さんにやっぱりうんと安心というか、予防の気持ちをつくらせるということで、町がこういうことをやったらどうだということで、いろいろ全国的なのを調べる中で三芳町のこういう体制が出たのです。先日この内容については資料をお渡ししているのですけれども、どんな感想だったでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舩田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舩田昌子君） いろいろ資料のご提供、ありがとうございました。

それで、その件につきましてこの間の所管事務調査のところで新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組というところで資料をつけさせていただいたかと思うのですけれども、その2番に検査体制の抜本的な拡充というところの3番目で、市区町村で一定の高齢者等の希望により検査を行う場合の国の支援ということがございます。一応国のほうから町のほうにも連絡は来たのですけれども、いろいろそれは十分検討させていただきました。まず、PCR検査をする場合に検体を取るの、他人が人の検体を取るというのが医療行為に当たるということで、それをするためにはお医者さんのご協力が必要というところで、なかなか今発熱症状がある方のPCR検査等を行うところでもう既に大分医療機関の方につきましては手いっぱいだというところの話を聞いておりますので、今後また風邪等、インフルエンザ等はやってきて、PCRなのか、インフルエンザなのか、普通の風邪なのかということ判断するのも、医療機関の方にご迷惑をかけるということも考えまして、ちょっと見送ったような状況がございます。

それから、もう一点、例えば会議等でPCR検査で陽性になった場合、行政検査にならないところの検査というところがあるのですけれども、一応会議等ではないのですが、福祉事業者、それから医療関係の方がPCR検査で陽性になった場合、行政検査にならないほかの方につきましてはなるべく積極的に全員PCR検査を受けてくださいと国が要請しています。国が要請して、応えて全員がPCR検査を行った場合、補助が受けられるという体制が整っていますので、そちら等をご利用していただいて、安心、安全を確保していただけたらと考えております。

◇議長（三友美恵子君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） この件に関しては、コロナの問題がどこでとどまるのか分かりません。本当に緊急事態にどうにもならなくなるというよりは、どちらかというと先手を打って予防体制を取るとい、こういう観点も必要なのではないか。ただ、問題は、三芳町の場合は、その地区に相当それに力を入れているクリニックがあるのだそうです。そこが全面的に引き受けたということですが、もし仮に玉村町でそれをやろうとしても、そういう医療機関があるのかどうか、私ちょっと資料がありませんので、分かりませんが、そういうところもあるのだということで、ぜひ研究

を、研究というか調査し、一方県のほうでそういういろんな市町村が行うものについて援助をするという仕組みがだんだん取られつつあるようですから、その辺もしっかりその情報を把握して、対応していただきたいと思います。

次に聞きたいのは、地域の医療体制を維持、確保するための取組という中で、かかりつけ医に相談、受診できる体制の整備をと。この発言通告は、11月の9日に書いたのです。そうしましたら、11月の10日かな、11日の玉村町のホームページでこれが載っていた。玉村町のホームページから頂いて、私はこれを作ったのです。医療機関への相談、受診、検査の流れと。今までは、帰国者・接触者相談センターに行くというわけだったのですけれども、今度は受診・相談センター、こちらは県コールセンターですが、24時間対応の電話で、町長もメルたまの中でその電話番号を載せて、緊急の場合はここにということで、これでいきますと、かかりつけ医がいて症状がある方、これはまずかかりつけ医に電話をして、電話したかかりつけ医等で検査が可能である場合はそこで検査をします。検査ができないよという場合は、診療検査外来でPCR検査をします、こういう流れです。それで、かかりつけ医がいない症状がある方、電話をするのも不安に思うと、こういう人は受診・相談センターに電話をして、案内された診療検査外来に取りつないで、その先を進めていくと。このシステムがあまり公表されていないのです。私の玉村民報を見て、みんなこれを見て、ああ、そういうことねと言っているようなのですけれども、その辺の取扱いは町のホームページにも11月の10日か11日かの日付で載っているのです、これは。だけれども、あそこにごっそり載せていてもあまり意味がないような気がするのですけれども、その辺のPRというか、仕組みについてもっと町民に説明をしていく必要があるのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舛田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舛田昌子君） 議員のおっしゃるとおりでございます。すみません。

それで、こちらの相談、受診、検査の流れなのですが、まず県の広報で一応ご連絡は第一報をさせてもらってあると思います、県の広報のほうで。それで、その後玉村町のホームページだとカメルたま等でまずは周知、それからあとちょっと遅くなるのですけれども、12月のおしらせ号で5つの場面というのも皆さんお聞きになったかと思うのですけれども、その5つの場面の説明と、あてこのかかりつけ医の関係の流れですか、これが分かるように広報には載せたいと考えております。残念なことに、回覧板等があればもう少しスムーズに行くのですけれども、本当に皆様のところにお伝え、通信機器等がなかなかない方にお知らせするにはやはり広報しかなくて、広報で頑張っているところなんです。よろしく願いいたします。

◇議長（三友美恵子君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 広報だと月に1回だから。それで、準備があるから、やっぱり思いつい

て2か月ぐらいかかってしまうのでしょうか。県のホームページにもこういうのが載っているし、町のホームページでも載っているのですけれども、ホームページというのはしょっちゅう見ている人と全く見ない人と分かれてしまっているのです、やっぱり全ての町民というか、いろんな人に情報が早く伝わるのが、今災害級のコロナ問題にかかっている。これが町民生活に、国民生活に与える影響というのは莫大だし、経済的な問題も莫大です。そういう中、伝達方法についてやっぱりもうちょっと、もうちょっとというか、もっと積極的にPRというのですか、情報提供していくことをお願いします。

次に、町としての差別やバッシングを許さないメッセージを強力にすると。これは、県なんかでも条例をつくったり、ほかの市町村はどうですか。要するにこういうものを防ごうという条例というか、何かメッセージ発信を町長がメルタまでそのことを載せていますけれども、この辺の取組についてもっと強力に進めていく考えはないでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） このコロナの関係から始まった偏見、そしてまた悪意による差別、誹謗、そして出勤できなくなってしまうとか、いろんな弊害が出ておりますので、これは何回も発信はしていますけれども、大きな町としての意思として差別を許さない、共に生きる町をつくるという意味での条例をつくって、皆さんとこのコロナ禍を共に生きていけるような状況ができればいいと思って、今検討しているところです。

◇議長（三友美恵子君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） コロナ対策で感染予防について、町民一丸となって立ち向かうと。その一方で、コロナ対策によって経済が疲弊していくのを何とかそれも防ぐと。と同時にコロナにかかってしまった人。それで、こういうケースでは、旦那さんがどこかに出張してきて、コロナにかかってしまったと。うちへ帰ってきたら陽性になってしまったと。そうすると、その子供は保育所へ来てもらっては困ると言われたとかという話で、そういうふうに流れていくのです。確かに陽性患者の濃厚接触者が生活すると、ではどこの誰だとか、あれだとかこれだとか、そういうことで伊勢崎市なんかでも子供たちが大分かかっている中で、相当のうわさとかバッシングがあって、見るも悲惨な子供たちへの心理的負担、これはかかった人の家族だけでなく、お友達も含めて、そういう弱者のところの中での負担というのは大きいので、町長はそういうことで検討されるということですから、いろんな条文の書き方とかいろいろあるでしょうけれども、町としても感染予防に立ち上がると同時に、そういう許さないという姿勢をはっきりした上で取り組んでいっていただきたいと思います。

続けて、教育長、先ほどの答弁、ありがとうございます。何か国会で論議になったのは、文部科学大臣が不退転の決意で臨むと、要するに少人数学級です。こういう国、県の流れというのはあるのでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 教育長。

〔教育長 角田博之君発言〕

◇教育長（角田博之君） 文部科学省のほうで現在検討しておりますのが、一気に全ての学級を30人以下にするということです。そして、不転校の決意で臨むと大臣が言っておりますけれども、それをしますと全国で8万人を超える教員の増員が必要になるということでございますので、なかなかちょっと厳しいのかなという気はしておりますけれども、それを一気ではなくて、今後の児童生徒数の減少も含め、10年間で30人学級を実現するという構想もあるように聞いておりますので、国の動向のほうは注視していきたいなというふうに思っております。

また、群馬県のほうでは、先ほど答弁させていただきましたように、国より一歩先を行ったクラスサイズで群馬県はやっております。来年度に向けて、ニューノーマルぐんまクラスプロジェクトということで、小学校1、2年生は今までどおり1学級30人以下、小学校3年生から中学校3年生まで全て35人以下学級にするということで、現在県の財政当局とやり取りをしているということです。もしそれが実現すれば、先ほど申し上げたように、中学校2年生、3年生、1クラス今三十七、八人いますけれども、学級が1クラス増えることとなりますので、全て30人以下になって、28人、29人くらいの学級サイズになってきますので、現在それを期待しているところです。

◇議長（三友美恵子君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 生徒数が35人だと、半分に分けると。だから、その辺が微妙なのです。学校によっては、もっと少ない人数の2クラスになる可能性もあるということなので、県の動向も踏まえて、一方町としてもその辺の対策が取れることというのは、町独自では全く無理ですか。

◇議長（三友美恵子君） 教育長。

〔教育長 角田博之君発言〕

◇教育長（角田博之君） 町独自で学級サイズを小さくすることは基本的にはできません。公立学校ですので、県の学級編制基準というのがありますので、全ての市町村立の学校がその基準に基づいて学級を編成しているところです。

◇議長（三友美恵子君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 少人数学級については、そういうことで県、国に働きかけていると。その動向を見た中で、せつかくのこのコロナ禍の一つの宿題の中でのことなので、全面的に、コロナ問題でなく、子供の教育という形の中でも進めていただきたいと思っております。

最後になりますけれども、先ほど小規模企業振興条例の制定をと、これは何回も私一般質問で取り上げて、また言っているなということになるのですが、やっぱりいろいろ援助も不可欠なので、そういう条例を県も制定していますし、多くの市町村がやっています。この際、積極的

に条例を仕上げて、早めに議会に提案をいただきたいと思うのですが、その辺の決意のほどはいかがでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 齋藤 恭君発言〕

◇経済産業課長（齋藤 恭君） お答えさせていただきます。

これまでもご質問いただいておりますように、年2回ほどは必ずご質問いただいている状況でございます。これまでも研究してまいります等々の回答で述べさせていただいたところではありますが、今回制定につきまして取り組んでまいりたいというようなことで町長の答弁にもございます。担当課といたしますと、コロナへの対応ということで事務も非常に煩雑となっておりますので、そうしたものが若干片づき次第、取り組ませていただきたいということで今の時点では考えております。

◇議長（三友美恵子君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） しつこいのですけれども、長くやっていると、しつこくするとたまに何とかできるので、その経験の上で諦めずにやっています。小規模企業振興条例、何とかなるなというふうに今思いました。

いずれにしても、最後になりますけれども、何か国では新しいコロナ対策予算を相当やるというような情報も入っています。そういった中で、そういう様々な情報を活用する中で、地域経済や感染予防対策に町としてもこれからも取り組んでいただきたいということをお願いして、一般質問を終わりにします。

◇議長（三友美恵子君） 休憩いたします。14時に再開いたします。

午後0時17分休憩

午後2時再開

◇議長（三友美恵子君） 再開いたします。

◇議長（三友美恵子君） 次に、10番久保留美子議員の発言を許します。

〔10番 久保留美子君登壇〕

◇10番（久保留美子君） 議席番号10番久保留美子。通告書に従い、一般質問させていただきます。

1、子供のいじめ問題の取組について。①、いじめの早期発見、早期対応に関する具体的な方策は何か、伺います。

②、アンケート調査を実施していると考えますが、その結果の報告書の内容について伺います。報

告件数、いじめの種類、解決に向けての対処方法、子供へのいじめ相談窓口の周知方法。

2、災害に備えての行政の危機管理対策について。①、行政の災害対応の基本について伺います。

②、コロナ禍での特定疾患、妊婦、障害、要支援者の避難所の確保はできているか、具体的にお伺いします。

③、住民及び対応する職員の感染対策について具体的にお伺いします。

④、コロナ禍での災害時、自宅で難を避けるか、避難所へ避難するか、判断するための情報をどのように住民に提供していますか。

3、子育てと仕事を1人で担っているひとり親家庭について。①、子育てに対する不安の軽減の対応策について伺います。

②、コロナ禍により長期にわたる収入減少に対する支援が必要と考えますが、町独自の取組はありますか。

③、コロナ禍で人が集うことが制限される中、子ども食堂以外で今後新たに暮らしに困っている子育て世帯の子供たちを支援する施策はありますか。

以上です。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

[町長 石川眞男君登壇]

◇町長（石川眞男君） 久保留美子議員の質問にお答えいたします。

初めに、子供のいじめ問題の取組についてのご質問は、教育長からお答えいたしますので、次の災害に備えての行政の危機管理対策についてお答えします。

行政の災害対応の基本につきましては、町民の生命、身体及び財産を災害から守ることが最も重要と考えております。災害による被害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る減災を基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視します。その上で様々な対策を組み合わせることで災害に備え、社会経済活動への影響を最小限にとどめてまいります。

次に、コロナ禍での特定疾患、妊婦、障害、要支援者の避難確保につきましては、老人福祉センター及び障害者福祉センターたんぽぽを避難所とする福祉避難所運営に関する協定を町社会福祉協議会と締結しており、運営に関しましても新型コロナウイルス感染症に対応した受入れ態勢を検討していただいております。また、避難者の居住地域を考慮し、芝根地区の特別養護老人ホームにしきの園を福祉避難所とする同様の協定を社会福祉法人玉風会とも締結いたしました。

次に、住民及び対応する職員の感染症対策についてお答えいたします。避難所は3密になりやすく、新型コロナウイルスをはじめとする感染症の発生や集団感染、いわゆるクラスター発生の可能性が高い環境になることが考えられます。そこで、感染を防ぐために避難者には受付時に手指の消毒を徹底し、マスク及びフェースガードを装着した職員が非接触型体温計による検温を行い、避難者には体調

チェック表による申告をお願いし、体温が37.5度以上の方や体調不良者については保健師からの助言を受けて、体調不良者のみが滞在するエリアに避難していただくこととしています。体調不良避難者のエリアには、段ボールパーティションで仕切りを設置することで感染拡大のリスクに対応します。また、健康に問題のない避難者エリアにおいても、ソーシャルディスタンスに配慮したレイアウトといたします。

最後に、コロナ禍での災害時、自宅で難を避けるか、避難所に避難するか、判断するための情報をどのように住民に提供しているかについてお答えします。国では、令和元年台風第19号の被害及び新型コロナウイルス感染症流行を踏まえ、避難とは避難所に避難することではなく、難を避けることとの基本的な考え方にに基づき、避難行動判定フローを作成し、公表しました。町におきましても、今後の避難の考え方と避難行動判定フローを「広報たまむら」7月号とともに住民に配布し、町ホームページにも掲載しております。避難行動判定フローは、住民一人一人がハザードマップを使って自宅の水害リスクを把握し、浸水が想定されていない地域や浸水深が浅い地域の場合は自宅の2階等に避難する垂直避難や、安全な場所に住んでいる親戚、知人宅にあらかじめ避難する分散避難などを日頃から考えていただくことをお願いしております。避難所以外に避難することで、新型コロナウイルスの感染拡大リスクを低減できると考えております。

いずれにいたしましても、自らの命は自らが守るとの意識を一人一人にお持ちいただくことが、逃げ遅れゼロ、死亡者ゼロ、負傷者ゼロにつながりますので、粘り強く周知を図ってまいります。

次に、子育てと仕事を1人で担っているひとり親家庭についてお答えいたします。まず初めに、子育てに対する不安の軽減の対応策につきましては、独り親世帯の専用の相談先として伊勢崎保健福祉事務所に母子・父子自立支援員による子供の養育、生活上の問題に関する相談、生活費、教育費、医療費等の経済上の問題などの各種相談窓口があります。また、独り親に限らず、子育て全般の相談であれば、今年9月に開設された子育て世代包括支援センターや地域子育て支援センター、保健センター及び子ども育成課において対応し、必要に応じ各種相談機関につないでおります。さらに24時間年中無休の電話相談先としてこどもホットライン24があり、悩んだときいつでもご相談いただけます。

次に、コロナ禍により、長期にわたる収入減少に対する町独自の支援や取組についてお答えいたします。国では、コロナ禍による独り親世帯の収入減対策として、ひとり親世帯臨時特別給付金を創設し、令和2年6月の児童扶養手当の受給者等に基本給付として1世帯当たり5万円、第2子以降は1人につき3万円を加算し、8月中に支給しております。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変した方には、申請に基づき追加で5万円を支給しました。これに先駆けて町独自の取組としまして、低所得世帯臨時子育て支援金給付事業を創設し、児童扶養手当または就学援助費受給世帯の対象児童1人につき2万円を5月25日に支給しております。

そのほかに低所得の独り親世帯に対しては、毎年のことではありますが、児童が18歳に到達する

年度の末日まで児童扶養手当が支給されており、さらに町独自の取組としまして母子・父子家庭児童及び交通遺児修学給付金があり、義務教育期間中の小中学生を養育する世帯に対象児童1人につき1万5,000円を毎年支給しております。

最後に、子ども食堂以外で今後新たに暮らしに困っている子育て世代の子供たちを支援する施策についてお答えいたします。子ども食堂以外では、子供支援団体JOYクラブが運営するジョイキッズにより、新たに暮らしに困っている子供の居場所として毎月第2日曜日の午前10時から12時、まちなか交流館スマイル2階会議室で学習支援や実験等の体験授業が行われています。今後もコロナ禍で奮闘する子育てと仕事を1人で担っている独り親家庭の支援に取り組んでまいりたいと考えております。

◇議長（三友美恵子君） 教育長。

〔教育長 角田博之君登壇〕

◇教育長（角田博之君） 子供のいじめ問題の取組についてお答えします。

いじめとは、子供が一定の人間関係のある者から心理的、物理的攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じているもので、いじめか否かの判断は、いじめられた子供の立場に立って行うものと定義されています。玉村町としても、いじめに対する考え方や対応の仕方を共通理解し、いじめ問題の対応に関する指導體制の強化を図るためにいじめ問題対策マニュアルを作成し、いじめはどの学校にも、どの学級にも、どの子供にも起こり得るものという基本認識に立つこと。いじめの解消は、早期発見、早期対応が第一であること。教職員間の共通理解の下、保護者、関係機関と連携し、子供の心情に寄り添った問題解決に努めることを挙げ、各学校に徹底しているところです。

次に、いじめの早期発見、早期対応に関する学校での具体的な取組についてですが、国の調査ではいじめの解消率は84.3%となっており、いじめを早期に認知し、早期に的確に対応することにより、その多くは解消することができると考えます。そのため各学校は、自校のいじめ防止基本方針に基づき、早期発見、早期対応のために様々な取組を行っています。具体的な取組として、議員ご指摘のとおり、子供一人一人の不安や悩みを把握するための学校生活アンケートを毎月実施しています。アンケート結果は、担任だけでなく、学年や生徒指導部、管理職が共有し、必要に応じて子供に聞き取りをしたり、家庭に伝え、協力を求めたりして、迅速に組織的に対応するようにしています。

また、玉村町ではいじめのない学級づくり事業として、全児童生徒にQ-U、学級満足度調査を実施し、子供の学級での居場所や学級の状況を把握し、子供への支援やいじめの起きにくい、温かな学級づくりに役立てています。日常的には、生活ノートを通して担任とのやり取りを毎日行ったり、養護教諭やスクールカウンセラーとの連携、学年会議や職員会議等での気になる子供についての情報交換を行ったりして、複数の教員の目で子供を見守る体制を整えています。

次に、いじめについての調査結果についてですが、各学校からの児童生徒の問題行動等に関する月例報告では、今年度10月までで76件のいじめ認知の報告がありました。学校では、いじめの芽や

いじめの兆候もいじめと捉え、積極的に認知するようにしているため、認知件数は以前より増加しています。いじめの種類のは大半は、からかいや冷やかしをされた、悪口を言われたであり、生命に関わるような重大ないじめは起きていません。少数ですが、無視された、仲間外れにされた、たたかれたという事案もありました。いじめの解決に向けた対処方法としては、複数の教員でいじめの被害者や加害者、周囲の児童生徒から丁寧に聞き取りを行い、状況を把握した上で子供に寄り添った指導を行っています。同時に家庭での声かけや見守りなどの協力もお願いしています。必要に応じて、いじめ防止対策委員会や個別のケース会議を開き、学校として組織的、継続的に対応しています。

子供たちが不安や悩みについて誰かに相談できる力を身につけることも大変重要です。各学校では、SOSの出し方教育を進め、悩んだとき、一人で抱え込まず、誰かに相談できる力を身につけられるようにしています。また、玉村町教育相談室、24時間こどもSOSダイヤル、群馬県警察本部少年サポートセンター等のリーフレットやカードを配布し、相談窓口の周知を図っています。いじめは、基本的に子供間の問題です。したがって、以上のような取組に加え、子供自身がいじめについて深く考えることが何よりも重要です。そのため、玉村町では毎年7月8日をともだちの日とし、児童会、生徒会が中心となって様々な取組を行い、子供たちがセルフマネジメント力を身につけられるようにしています。

学校の主役は子供です。一人一人の子どもが安心して楽しく学校生活を送り、夢や希望に向かって学んでいけるよう、温かい学級づくりや子供主体のいじめ防止活動を一層充実させるとともに、いじめの早期発見、早期対応に努めていきたいと考えています。

◇議長（三友美恵子君） 10番久保留美子議員。

〔10番 久保留美子君発言〕

◇10番（久保留美子君） 今の説明、よく伺わせていただきました。

まず、第2質問を行います。先ほどの話で、いじめはどの学校でも必然にあり得ることだと教育長おっしゃいましたので、そうした重大な案件がないということをおっしゃったのですが、その重大な案件がないという基本的なところはどこでお考えになっているのですか。12月1日の新聞で、高校生なのですが、やはりちょっと亡くなられた。それは、裁判的には第三者委員会ではいじめの要因ということではないのですが、ただ報告書によると学校での事前の対応とか、そういうことを問われていました。児童生徒さんのいじめの問題なのですが、やはりどこでもあり得ること、必然的にあり得ることで、玉村町だけがないということはないと思うのですが、その見解をお聞かせください。

◇議長（三友美恵子君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 高橋幸伸君発言〕

◇学校教育課長（高橋幸伸君） お答えします。

当然その子にとっては、どんなことであろうと重大なことではあるというふうには認識しております。ただ、一応重大事案というふうには考えているのが、子供が命を絶ったということと、それからい

じめが直接の原因で30日以上学校を休んでしまったということが一応重大事案としての線引きとなっております。

◇議長（三友美恵子君） 10番久保留美子議員。

〔10番 久保留美子君発言〕

◇10番（久保留美子君） 重大な認識がないということだったのですが、あってからではやはり遅いかと思うので、ではその備えをお聞かせください。

◇議長（三友美恵子君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 高橋幸伸君発言〕

◇学校教育課長（高橋幸伸君） 当然いじめの芽、いじめによってはどんどん、どんどん知らない間に大きくなってしまうということも当然ありますので、重大ではないというふうに言っているわけではなくて、やっぱり一人一人の子ども、いじめられている子供にとってはどんな小さなことでも、これは重大なことだというふうに思っております。それなので、議員さんも言っていられるように、まずはすぐになるべく早く発見してあげる、早期発見。そして、すぐに対応してあげる。もう一点が、いじめの起きにくいような、そういう集団をつくると、学級、学校をつくるということで対応しているところです。

◇議長（三友美恵子君） 10番久保留美子議員。

〔10番 久保留美子君発言〕

◇10番（久保留美子君） 教育長のお話の中では、ちょっとその辺が危機感というか、備えというか、その辺の認識がちょっと理解できなかったのですけれども、それではまた違う質問にいたします。

アンケート用紙なのですが、このアンケートに記入されている報告書の認知されているものが76件なのですが、それは学校の備え、対応がいいために増えたという言い方をしたのですが、今年はコロナ禍の中で親も子供もストレスがたまって、やはり学校の備えの対応ということよりも実際に多いのだと思います。その辺の見解をお聞かせください。

◇議長（三友美恵子君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 高橋幸伸君発言〕

◇学校教育課長（高橋幸伸君） 玉村町だけではなくて、全国的にとにかく小さいいじめ、いじめの芽とか、そういうものを全ていじめとして認めて対応していこうということで、恐らく数年前から比べると多分3倍、4倍になっていると思うのです。昨年度も同じぐらい、年間で100件ぐらいあったと思います。なので、いじめの捉え方というか、昔はいじめというのは隠してしまいがちだということもあったのですが、今は積極的に認知していく。そうすれば、結果にもあるように、ほぼ解決するという事なので、玉村町でも76件は多いと思うのですけれども、本当に小さいものから報告が上がっていますので、結果的に多くなっています。つまり小さいいじめの芽、本当に周りから見ればそんなことはと思うことでも本人たちはすごく重大なので、そういうこともしっかり把握して指導し

ていこうという、そういうふうになったので、結果的にいじめは件数が増えているというふうに認識しています。

◇議長（三友美恵子君） 教育長。

〔教育長 角田博之君発言〕

◇教育長（角田博之君） 群馬県では、いじめゼロの学校をゼロにするということでやっております。いじめを見逃さない。先ほど課長からもありましたように、どんな小さなことでも認知をしていこうという、そういう目で教師が、あるいは家庭の保護者が子供を見ていこうということです。ですから、件数が逆に言うと多いほうが、それだけ認知できたということですから、認知できればそれに対して早期に対応できるわけですから、子供のいじめがゼロの学校をゼロにすると、みんなで見ていきましょうということで、認知しましょうということです。

◇議長（三友美恵子君） 10番久保留美子議員。

〔10番 久保留美子君発言〕

◇10番（久保留美子君） その認知する方法として、今アンケート調査というものが一番されていると思うのです。月に1回ぐらいはされていると思うのです。あと生活ノートとかあると思うのですが、そのアンケート用紙を取るときにどういう配慮をしていますか。やはりアンケート用紙を書いていると、周りで先生に言いつけるのではないとか、余計いじめに加担するようなことになってしまうので、アンケート調査も配慮が必要だと思うので、その心がけはどのようなところでなさっていますか。

◇議長（三友美恵子君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 高橋幸伸君発言〕

◇学校教育課長（高橋幸伸君） 各学校いろいろ工夫しているのですけれども、まずは個人でしっかり時間を取るということです。終わったらざわざわするのではなくて、静かに一定期間は取ってしっかり書かせるということです。それから、いじめだけではない項目をつくっている学校が多いです。例えばよかったこと、されてうれしかったことなんか書き込める欄をつくっている学校があります。だから、何を書いているかというのは子供同士分からないわけです。その中にいじめられていますか、いじめで困ったことがありますかという欄も設けているということで、単にいじめだけのアンケートではなくて、学校生活全般、さらによいことを聞くような項目も入れて、書きやすいように工夫をしています。

◇議長（三友美恵子君） 10番久保留美子議員。

〔10番 久保留美子君発言〕

◇10番（久保留美子君） では、次の質問をさせていただきます。

不登校児童生徒さんがいらっしゃると思うのですが、今現在玉村町の小中学校でどのくらい、何人ぐらいいらっしゃいますか。不登校児童生徒さん。

◇議長（三友美恵子君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 高橋幸伸君発言〕

◇学校教育課長（高橋幸伸君） ちょっと正確には分からないのですが、今の段階で月に6日以上を、年間で30日以上を不登校というふうに呼ぶのですが、一応1月に6日以上休むと不登校の予備軍というか、不登校の可能性があるので報告を上げてもらっています。それが、恐らく20人ぐらいだと思います。

◇議長（三友美恵子君） 10番久保留美子議員。

〔10番 久保留美子君発言〕

◇10番（久保留美子君） その20名の中にいじめの要因で学校に出てこられないという案件は何件ありますか。

◇議長（三友美恵子君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 高橋幸伸君発言〕

◇学校教育課長（高橋幸伸君） 一応今年度はいじめでというのは今のところ報告はございません。ただ、昨年度は1件ありましたが、今年度については今のところいじめが原因で休みに入ってしまったという例は一件も今のところありません。

◇議長（三友美恵子君） 10番久保留美子議員。

〔10番 久保留美子君発言〕

◇10番（久保留美子君） 不登校のきっかけの4つの要因というのがあるのですが、1位に挙げられているのが学校生活に起因するもの、2が家庭生活に起因するもの、3が本人の問題、4が社会生活に起因するもの、1位に学校生活に起因するものというのが不登校の原因に挙げられているのですが、玉村町ではないということですか、今年是一件もないということですか。20名の中。

◇議長（三友美恵子君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 高橋幸伸君発言〕

◇学校教育課長（高橋幸伸君） 学校生活に起因するものについては、多分いろんな原因があります。一番やっぱり多いのが学習がついていけないとか、いじめではないのですが、人間関係、仲よかった友達とうまくいなくなってしまったとか、そういう一番多いのは学校の中では学習と、それから人間関係のことは多いとは思いますが、それがいじめと直結するかというと、いじめだけではない学校生活だと思うので、いじめが原因でというふうな報告が一件もないというだけで、当然不登校の原因は様々なので、その中に学校の生活に起因する学習であったりとか、友達関係であったりということは当然あると思います。

◇議長（三友美恵子君） 10番久保留美子議員。

〔10番 久保留美子君発言〕

◇10番（久保留美子君） 20名の生徒さんの家庭訪問なり、面接なりはしていると思われるので

すが、その中でいじめでということは感じ取れなかった、認知されなかった、報告書には上がらなかったということなののでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 高橋幸伸君発言〕

◇学校教育課長（高橋幸伸君） そのとおりです。いじめで月に6日間という報告はなかった。今年度についてはまだないということです。

◇議長（三友美恵子君） 10番久保留美子議員。

〔10番 久保留美子君発言〕

◇10番（久保留美子君） 全国の統計が1位に挙げられているにもかかわらず、玉村町ではないということで理解してよろしいのでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 高橋幸伸君発言〕

◇学校教育課長（高橋幸伸君） 学校生活がイコールいじめではないので、当然学校生活に起因する不登校はあります。だから、久保議員さんが今おっしゃったような4つの中のカテゴリでいうと、学校生活に起因するものがほとんどだと思います。ただ、それがいじめではないということの理解です。

◇議長（三友美恵子君） 10番久保留美子議員。

〔10番 久保留美子君発言〕

◇10番（久保留美子君） 1位の学校生活の起因は、嫌がらせやいじめを受けたり、友達や教師とのトラブル、転校による不応感とかがありますが、その一番最初の見出しが嫌がらせやいじめを受けたりとあるのですが、玉村町はないということですか。

◇議長（三友美恵子君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 高橋幸伸君発言〕

◇学校教育課長（高橋幸伸君） 本年度はないということです。

◇議長（三友美恵子君） 10番久保留美子議員。

〔10番 久保留美子君発言〕

◇10番（久保留美子君） 次の質問にさせていただきます。

普通校に通う一部特別支援の必要な生徒さんに対するいじめというのは認知されて、報告書に上がっていますか。76件の中に。

◇議長（三友美恵子君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 高橋幸伸君発言〕

◇学校教育課長（高橋幸伸君） 一応確認をしたのですが、特別支援学級に在籍している子がいじめられたという報告は今年度はまだございません。

◇議長（三友美恵子君） 10番久保留美子議員。

〔10番 久保留美子君発言〕

◇10番（久保留美子君） 一部特別支援学級で指導の必要な生徒さんというのは、見た感じから身体とかでなかなか理解をされにくいと思うのです。その中でもいじめが玉村町はないということで理解してよろしいのでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 高橋幸伸君発言〕

◇学校教育課長（高橋幸伸君） 今年度はないということです。ただ、特別支援学級というのは見た目でも分からない子たちもたくさんいるので、それから今特別支援学級に在籍しながらも、協力学級とって通常のクラスでふだん同じように活動している子もたくさんいます。それで、どうしてもついていけない無理な教科だけを特別支援学級で学んでいるということなので、今インクルーシブ教育とって、障害があろうとなかろうと共生社会をつくっていかうということなので、比較的子供たちもそれは理解して、温かく接しているのかなというふうには感じています。

◇議長（三友美恵子君） 10番久保留美子議員。

〔10番 久保留美子君発言〕

◇10番（久保留美子君） 児童生徒に優劣はないと思いますので、そのとおりだと思います。でも、いじめの対象になりやすいというのは考えますけれども。

それでは、次の質問をさせていただきます。今ネット上のいじめとあるのですが、その対策は。親に分かりづらいいじめだと思うのです。大人に分かりづらいいじめ、その対策はどのようになさっていますか。

◇議長（三友美恵子君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 高橋幸伸君発言〕

◇学校教育課長（高橋幸伸君） やはり一番課題に感じています。学校では見えないと。本当に個人と個人のつながりの中でネットを通してのいじめです。アンケートを毎月取っていく中で上がってくる場合もあります。それから、実はどうやっていじめを認知したかという中に、友達からの情報というのが何件か、中学生は多いのです。つまり友達が、これはいじめられているのではないだろうかと心配して先生に相談するなんていう例もあるし、本人が先生に相談すると。つまり見えないので、やはり信頼する人にしっかりと相談できるような窓口をつくっていくのが一番の対策ではないかなというふうに考えております。

◇議長（三友美恵子君） 10番久保留美子議員。

〔10番 久保留美子君発言〕

◇10番（久保留美子君） 本当にいじめゼロの町を目指して取り組んでほしいと思います。

災害の備えの行動の危機管理についての第2質問をさせていただきます。ひとり暮らしの高齢者、障

害者は玉村町で何人いらっしゃいますか。独り暮らしの高齢者、障害者は何名いらっしゃいますか、玉村町に。

◇議長（三友美恵子君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） 当環境安全課のほうで防災関係をやっているわけですが、環境安全課のほうで災害時の避難行動要支援者名簿というのを健康福祉課のほうから情報をいただいて作っております。その中で避難行動要支援者という方は、自ら避難をするのが難しい方、誰かの支援が避難をするときに必要な方ということで、こちらのほうで調査をして把握をしている方です。全体の数字というのは健康福祉課のほうで把握をしているはずではあるのですが、災害に限っての避難行動要支援者と言われる方につきましては、独り暮らしの高齢者の方、名簿に上がっているのが227人、障害をお持ちの方171人、あと要介護の人で75人ということで、そういった方が一応支援を必要としているということで把握はしているのですが、こちら何分にも書類上の調査でございますので、支援者の方を書き忘れていたりとか、そもそもよく内容を理解されていない方もかなりの数いらっしゃると思うので、近くにお子さんがいて、避難するときは車に乗せていただけという方もこの中に相当数いらっしゃるのではないかと思います。その辺りをさらに精度を上げていって、避難を間違いなく支援してあげられるように、当課のほうでは今後各関係機関等とも連携しながら進めていきたいというふうに考えております。

◇議長（三友美恵子君） 10番久保留美子議員。

〔10番 久保留美子君発言〕

◇10番（久保留美子君） 行政の災害対応の基本は、自助、共助、公助です。その共助の部分がやっぱり一番協力が必要かと思えます。地域の皆さんの協力です。それと、民生委員さんの方は独り暮らしのお年寄り、障害者の方の訪問はしていると思うのですが、どのくらいに1遍ぐらの訪問をしているのでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舩田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舩田昌子君） 久保議員の質問にお答えいたします。

障害者に特化して訪問というのはしていないのですが、独り暮らしの高齢者、それも訪問してほしいと望んでいる方だけなのではあるのですが、例えば元気なお独り暮らしの方、訪問要らないよというところには伺っていないのですが、月1遍にお元気ですか訪問ということで、トイレットペーパーを持ちまして訪問しております。

◇議長（三友美恵子君） 10番久保留美子議員。

〔10番 久保留美子君発言〕

◇10番（久保留美子君） 誰ひとり取り残さない防災の構築をお願いしたいと思います。その中で

デジタル化していく中で、高齢者とか障害者の支援、その辺も取り組んでほしいと思います。

では、最後に子育てと仕事を1人で担っている独り親家庭の件について、第2質問させていただき
ます。まず、子育て世代包括支援センター、保健センター、地域子育て支援センターではどのような
相談が入っているでしょうか。どのような相談を受けていますか。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舛田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舛田昌子君） 保健センターや子育て世代包括支援センターでも、母子に限らずい
ろんな相談を受けています。

令和2年の9月1日から子育て世代包括支援センターというのをつくりました。こちらは、母子保
健法というところの法律に基づきまして設置されたものでございます。こちらの内容といたしまして
は、お子さんがおなかにできて妊娠したときから就学児までを包括的に、ワンストップという言葉が
いつも使われていますけれども、ワンストップでいろいろ相談があれば支援できるようなシステムと
いうことで設置させていただきました。

妊娠期におかれましては、お子さんの成長具合だったり、お母さんの体調だったりとか、いろいろ
不安を解消するというように努めております。また、出産した後につきましては、お子さんの発達だ
ったり、お母様の健康状態だったりとかを相談を受けている状態です。例えばネグレクトだとか、お
子さんに対する虐待ですとかいうのを早期に発見できるような体制ということで、こちら包括支援セ
ンターが設置されております。また、保健センターにおかれましては、いつも定期健診ですか、3か
月健診だったり、10か月健診だったりとか、健診、それから歯科の問題、お口の中の問題とかの相
談とかも受けております。大体そんなような状態です。

◇議長（三友美恵子君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 萩原保宏君発言〕

◇子ども育成課長（萩原保宏君） それでは、子ども育成課の所管しております地域子育て支援セン
ターについてどのような相談があるかということでお答えしたいと思います。

乳幼児、小さいお子さんを連れてお母さんがよくいらっしゃっているのですがけれども、具体的な相
談というのは遊びながら気軽にちょっと相談できるようにということで、例えばうちの子は発達が遅
いのではないとか、歯の生えるのが遅いとか、あとはお座りが遅いとか、歩くのが遅いのではない
とか、あと言葉もちょうと発するのが遅いとか、そういった発達の問題が主です。そのほかには、
離乳食を食べないのですよとか、あとは家庭、舅の問題とか、夫が育児に協力しないとか、そうい
ったことを相談に応じて適切なアドバイスをしているという状況でございます。

◇議長（三友美恵子君） 10番久保留美子議員。

〔10番 久保留美子君発言〕

◇10番（久保留美子君） あと、答弁書の中で24時間年中無休でこどもホットライン24という

のがあると言いましたけれども、これは土、日が休みで、朝の9時から12時で、年末年始は休みで、かけても順番でなかなかつながらないとかという、調べてみたらそういうことらしいので、なかなか敷居が高いというか、相談にすぐ対応できないという状態だと思いますけれども。

それと、あと子ども食堂以外で子供の支援団体、JOYクラブが運営するジョイキッズ、これは毎月第2日曜日の10時から12時、まちなか交流館スマイルで会議室なのですが、月に2時間の支援で、果たして貧困の子供たちが学習を身につけることができるのでしょうか。HOPEさんとかは結構自費で一生懸命頑張っているのですが、JOYクラブさんは玉村町から助成金が出ていると思うのですけれども、その辺はどうなのでしょう。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舛田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舛田昌子君） 久保議員の質問にお答えいたします。

JOYクラブさんにつきましては全くの任意団体というところで、学習支援も中にはしますけれども、先ほど答弁にありましたように、科学実験だったりとか、楽しみたいというところで、どちらという子供の居場所的などところがあるかと思えます。町からは補助金等は出ておりません。

◇議長（三友美恵子君） 10番久保留美子議員。

〔10番 久保留美子君発言〕

◇10番（久保留美子君） これはぱるさんが運営なさっているのではないのですか。別物ですか、JOYクラブ。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舛田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舛田昌子君） こちらは、前橋市にある任意団体です。なので、ぱるがやってはいないと思うのですけれども。関わってはいないと思えますが。

◇議長（三友美恵子君） 10番久保留美子議員。

〔10番 久保留美子君発言〕

◇10番（久保留美子君） ちょっと調べたのですが、ぱるさんで出ていたのですが、ネットでは。違いますか。申し訳ないです。

◇議長（三友美恵子君） 企画課長。

〔企画課長 中野利宏君発言〕

◇企画課長（中野利宏君） すみません。お答えいたします。

ぱるとのかかわり合いなのですが、JOYクラブとは協力というような体制でやっております。今舛田課長から回答がありましたように、団体としては前橋市のほうに所属されている方でいらっやいまして、ただぱるなんかでも中で活動されているというようなことはございます。

◇議長（三友美恵子君） 10番久保留美子議員。

[10番 久保留美子君発言]

◇10番(久保留美子君) パンフレットが4枚ほど出ていたときにばるさんの方がちょっとパンフレットに出ていたような気がするのですけれども、それいいです。ただ、その団体さんが前橋市の方がやっていらっしゃるとしても、月に1回の2時間というのは本当に形式的な感じとしか受け取れないのですけれども。

◇議長(三友美恵子君) 健康福祉課長。

[健康福祉課長 舩田昌子君発言]

◇健康福祉課長(舩田昌子君) その任意団体のスタンスというのもあるとは思っているのですけれども、あくまでも学習というよりは子供の居場所だったり、楽しくいろいろ集まって学べる場所は学んでいきましょうというスタンスかと思われます。

◇議長(三友美恵子君) 10番久保留美子議員。

[10番 久保留美子君発言]

◇10番(久保留美子君) 今玉村町に3か所、子ども食堂というのがあって、実際はコロナの関係で1か所ぐらいしかやっていないかと思われるのですけれども、この子ども食堂というのはすごく、これは独り親の子供さんということで県のほうの推進でやっているかと思われるのですけれども、実際は地域の子供たちが集まっていて、とてもいい取組だと思っております。子ども食堂をもうちょっと検討して、補助金なり出してあげて、もうちょっと内容を確立させたいかと思われるのですけれども、町長、どうでしょうか。

◇議長(三友美恵子君) 町長。

[町長 石川眞男君発言]

◇町長(石川眞男君) 子ども食堂ということですが、子ども食堂のほかにも前にHOPEとかいろんなところでボランティア的に子育て支援のために努力している人がたくさんいるということをお自身が知りました。

それで、どうに表現していいかわからないけれども、今久保議員も言ったように、生きるということは社会とのつながりも考えて、まず自分で自助、共助、そして公助というわけだけでも、完全にもう自助、自分の力だけでは生活できなくなってしまう人が相当いるようです、現実問題。特にこのコロナ禍で勤労者の4割が非正規労働者、非正規雇用という中で仕事を奪われ、子供は学校へ行けなくなってしまって家にいるということになれば、不安定雇用の方はその子供のために大分仕事もできなくなるとか、また仕事を奪われるとか、そういう中で非常にコロナ禍でそれまであった格差がより一層、今度は悲惨な状況になっているのではないかなと、一方では。だから、何かデータによると8月、9月ですか、自殺者が増えてしまったとか。非常に子育てに悲観して心中とか、いろんな形が出てきますけれども、その中で自助だけではどうにもならなくなった方々を応援するために、地域の人が始めた子ども食堂だと思います。

それで、それが全国に広がってきたのだけれども、コロナ禍の中でやはり集まるのが大変だということで、結構機能しないところが大分出てきたようです。また、そこに食事を支援している企業とか、そういったところも打撃を受けてしまったので、その寄附も集まらないという中で、子ども食堂の運営が大変だというニュースは聞いています。

そういう中で、では子供たち、子ども食堂が担っている理念というか、そういったものも放っておいていいのかなというところを見ると、やはり自助ではどうにもならなかった人たちが始めた共助として子ども食堂、これをやっぱり自治体として放っておくだけでは済まないのではないかなという気がしています。どういった形で応援していけばいいか、まだ具体的にはなっていないけれども、少なくとも食事が取れない家庭があるというのは、それはとんでもない話、あってはならない話なので、そういうところも踏まえて、いろいろ一緒に考えていきたいと思います。

◇議長（三友美恵子君） 10番久保留美子議員。

〔10番 久保留美子君発言〕

◇10番（久保留美子君） 国としては宅食ですか、それを考えているということがちょっと出ていたのですが、玉村町の取組でその宅食とか、そういうのを、あと独り親の様子、分かるので、その辺の取組は考えられませんか。

◇議長（三友美恵子君） いいですか、町長。答えられますか。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） イメージは、要するに食事を取れない人たちに対して国が宅食みたいな形で食事を、国がやるということは自治体が窓口としてやるのでしょうかけれども、そういう制度だとすれば、国がそういった状況なのだと認識したということでしょうかから、それはどんどんやってもらいたい。それは国にやってもらいたいです。もちろん協力しますから。町は町でできることはもちろんしますけれども、まだこれから歩み出そうとしている制度だと思うので、しかし高齢者は既に宅配とか、そういうのは現実にはしているのですね、また別の福祉的な観点から。そういう意味では、やり方というのはある程度把握していると思いますので、その経験があるから、それを生かして発展的にやることは可能だと思います。

◇議長（三友美恵子君） 10番久保留美子議員。

〔10番 久保留美子君発言〕

◇10番（久保留美子君） 高齢者に対してのお弁当を配っているということは分かっております。今は、独り親の子供さんの家庭に支援の形、食育という形の中で、国ではなくて玉村町の取組としてどうでしょうか。質問なのですが、取り組む考えはできますか。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 取り組めるかどうか踏まえて、実態がどの程度深刻なのかということ、

まず子供たちを預かっている学校現場とか地域の方々から情報をもらって、その実態をまず把握してからでないと動けないと思いますけれども。行政がどこまでやるべきなのかというのは線引きがあると思うけれども、この町にそういった食事ができないような子供がいるというのは、もしいるとしたら見過ごせない問題だとは思っています。

◇議長（三友美恵子君） 10番久保留美子議員。

〔10番 久保留美子君発言〕

◇10番（久保留美子君） 独り親家庭は何件あるというのを私聞きましたか。

◇議長（三友美恵子君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 萩原保宏君発言〕

◇子ども育成課長（萩原保宏君） 18歳未満のお子さんがあるご家庭が今現在332世帯、親の数も含めて807人、町内にはいらっしやいます。

◇議長（三友美恵子君） 10番久保留美子議員。

〔10番 久保留美子君発言〕

◇10番（久保留美子君） 分かりました。

以上で終わらせていただきます。

◇議長（三友美恵子君） 休憩いたします。3時10分から再開いたします。

午後2時53分休憩

午後3時10分再開

◇議長（三友美恵子君） 再開いたします。

◇議長（三友美恵子君） 次に、8番高橋茂樹議員の発言を許します。

〔8番 高橋茂樹君登壇〕

◇8番（高橋茂樹君） それでは、議席番号8番高橋茂樹です。新型コロナウイルスの第3波の影響で社会生活が大混乱しております。新型コロナウイルス対策が求められる中、議長の許可が出ましたので、通告に従い一般質問を行います。

本日質問事項の1点目の項目は、町の防災計画について、新型コロナウイルスの感染防止対策を考えた避難所運営の計画、訓練状況、住民への周知はどうなっているか。

それから、6月にも一般質問しているのですけれども、浸水被害地域の減少対策として、大型の排水ポンプ車の早期配備を求めるというのを一般質問しているのですけれども、今の町の考えを問います。

次に、2点目の項目として、五料防災公園計画について、現在の進捗状況と今後の計画について、

新型コロナウイルスがいまだに収束しない今、特に必要と思われるのがこの五料防災公園です。町の考え方を伺います。

3点目の項目は、新型コロナウイルスの今後の課題について、新型コロナウイルスの影響者に対する町の支援策は何か。

感染予防対策の徹底と支援策は何か。

年配者に対する対策は何か。

新型コロナウイルスに関連して失業者に対する対策は何か。

それから、幼児、児童、生徒に対する対策は何かを問います。

以上で1回目の質問を終了いたします。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 高橋茂樹議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、町の防災計画についてお答えします。新型コロナウイルス感染防止対策を考えた避難所開設運営の計画につきましては、台風19号の反省を踏まえ、利根川、烏川の上流域の水位上昇や降雨の状況から、本町における水害発生リスクを判断し、早めの避難情報を発令することといたします。また、夜間や風雨が強い中の避難を避け、避難中の被災を防ぐとともに、自宅の2階や親戚、知人宅等への避難など様々な避難方法を周知しております。また、町が開設する避難所については、トイレや水道が整備されている小学校を主に利用いたします。

避難所の運営につきましては、久保議員の質問にもお答えしたとおり、受入れ時の体温、健康チェック、消毒やマスク装着の徹底を行った上で、健康に問題のない避難者と発熱者や体調不良の避難者が滞在する場所を明確に分けて滞在していただきます。感染が疑われる避難者のエリアには、段ボールパーティションで仕切りを設置することで、感染拡大のリスクに対応いたします。また、健康に問題のない避難者エリアは、ソーシャルディスタンスに配慮したレイアウトとしております。周知につきましても、新型コロナウイルス感染症流行を踏まえ、今後の避難の在り方についてまとめ、避難行動判定フローを作成しました。町では、このフローを「広報たまむら」7月号とともに住民に配布し、また町ホームページにも掲載し、先ほど申し上げたとおり、町の指定する避難所以外の自宅の2階や親戚、知人宅等への避難についてもお願いしております。

訓練につきましては、今年度町で計画していました防災散歩による町民防災訓練は、新型コロナウイルス感染症のためやむを得ず中止とさせていただきました。また、例年地域が行っていた災害対応等の訓練も全て中止となってしまいました。そのため避難所運営に当たる職員等による受入れ訓練を中央小学校体育館で実施し、段ボールパーティションの組立て方法や避難所のレイアウトを現地で確認いたしました。

浸水被害低減のための大型排水ポンプ車の早期配備につきましては、想定される矢川樋管周辺道路

や堤防上の道が狭く、車両の配置が困難となることから、樋管の動力電源用電柱にコンセントを設置し、災害発生時に大型排水ポンプをレンタルにより事前に手配して排水を行いたいと考えております。このことにより、排水ポンプ車と同様な効果が得られるものと考えております。

次に、五料防災公園計画についてお答えします。芝根地区の防災公園計画については、平成24年頃に区から話があり、平成27年に公園の位置や概要に関する案を検討しましたが、公園整備以外にもアクセス道路の整備も必要であり、公園面積1ヘクタール、アクセス道路320メートルの整備計画でも概算で4億円程度と大きな費用がかかることから、現在まで具体的な進捗がない状況です。ただ、災害時に一時的に避難ができるような防災的な役割を持つ公園については重要な施設であると認識しておりますので、引き続き町内の避難施設や公共施設の配置、事業手法及び管理方法などを研究してまいりたいと考えております。

次に、新型コロナウイルスの今後の課題についてお答えいたします。まず、新型コロナウイルスの影響者に対する町の支援策についてですが、感染拡大防止に備えての視点では、医療機関や福祉施設、学校等に広くマスクや手指消毒剤の配布を行い、小中学生へ携帯用除菌ハンドスプレーを配布いたしました。それとともに、新型コロナウイルスに感染された方と濃厚接触者は、家庭内での感染が発生した場合には家庭内でご注意いただきたい8つのポイントと、ご家庭でのごみの捨て方を同封し、マスク、手指消毒用アルコールが必要な場合の補助についても記載した上、個人通知を送付しております。そのほか町内事業所での感染者発生に伴い、施設を消毒する必要が生じた事業所に対して、消毒事業の補助を行ってまいりました。今後も感染防止のため、必要な情報を周知するとともに、細やかな支援をしてまいります。

次に、感染者予防対策の徹底と支援策についてお答えいたします。現在新型コロナウイルス感染症が全国的に再拡大する中、感染拡大を防止するためには、新しい生活様式にも示されるように、感染防止の3つの基本として、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いと消毒を小まめにするを繰り返し周知することや、3密を避けること、換気、毎日の健康チェック及び会食での注意など、一人一人が認識できるように情報を発信し、注意喚起をすることが今後も重要と思われます。また、不安を軽減するために24時間体制で電話相談ができる受診・相談センターや、他の相談場所の周知も行うとともに、感染症の陽性者と接触した可能性がある場合にスマートフォンで通知を受け取ることができる接触確認アプリCOCOAも併せて今後も周知し、不安の軽減に役立ててまいります。

次に、年配者に対する支援につきましては、新型コロナウイルスの影響で引き籠もりがちになり、身体的機能や認知機能が低下している可能性が高まっていると予想されるため、徹底した感染予防対策やソーシャルディスタンスの確保等を実施した上で、屋外でのラジオ体操やぐんまの風体操を推奨し、予防に取り組んでおりましたが、現在県の警戒度が3に引き上げられたため、自粛のお願いを通知する予定です。その代わりに、FMたまむらのご協力の下、平日午前9時から1時間、筋力トレーニングとストレッチング、ぐんまの風体操を放送しています。この放送についても、このたび新型コロナ

ナウイルス感染症の感染拡大が確認されていることから、3月末まで放送されることになりました。自宅でも気軽にできる体操ですので、広報において再度広く周知いたします。また、保健事業では、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行が懸念される中、町、県が費用助成を行い、予防接種率向上を目指し、重症化しやすい高齢者への支援を講じております。

続いて、新型コロナウイルスに関連する失業者に対する対策についてお答えいたします。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、企業等の経営状況が悪化し、そのために失業してしまった方の対応としまして、まずはそのような失業者を出させないよう、中小企業及び個人事業主を支援する施策が重要と考えており、国が実施している雇用調整助成金等の制度のご案内や、宇津木議員のご質問でもお答えしました、町で実施している緊急経済対策資金及び緊急支援助成金、事業継続支援助成金やリフォーム支援事業補助金、商品券発行事業で、町内事業者の支援に取り組んでおります。

しかしながら、コロナ禍による失業を完全に防げるわけではありませんので、失業者の方から相談があった場合には、玉村町及び伊勢崎市を管轄区域としている公共職業安定所であるハローワーク伊勢崎をご案内し、対応しております。求職に関する相談として、各企業等の求人情報はもとより、休業支援金や職業訓練受講給付金、求職者支援資金融資等の各種制度の窓口となっておりますので、引き続き周知等を図ってまいりたいと思います。なお、求職以前に休業や失業等により生活に困窮している方には、玉村町社会福祉協議会が窓口であります緊急小口資金等の貸付け制度のご案内をしております。

次の幼児、児童生徒に対する対策についてのご質問は、教育長からお答えいたします。

◇議長（三友美恵子君） 教育長。

〔教育長 角田博之君登壇〕

◇教育長（角田博之君） 幼児、児童生徒に対する新型コロナウイルス感染症への対策についてお答えします。

まず、環境整備については、国の新型コロナウイルス緊急対策事業により、感染予防に必要な消毒液や石けん、マスク、非接触型体温計などを学校、幼稚園、保育所に配布し、活用しています。今後も学校、園、保育所の実情に応じて、必要な整備を迷うことなく進めていきたいと考えています。

小中学校では、文部科学省から出された学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生マニュアルに基づき、児童生徒の健康、安全を第一に考え、感染防止に努めています。登校前には、保護者の協力を得て、家庭において健康チェックと検温を実施し、その結果を記録した健康チェックカードを学校で毎朝回収し、児童生徒の健康状態を把握しています。体調不良や熱がある児童生徒については登校を控えるよう保護者に促すとともに、学校で分かった場合には速やかに保護者に連絡をして早退させるようにしています。

学校生活においては、手洗いの徹底や、いわゆる3密の状況をつくらないように努めています。児童生徒の座席等の間隔をできるだけ取り、教室では常時換気を行い、教師、児童生徒共にマスクの着

用を徹底しています。また、給食時は手洗い、消毒を徹底した上で、最小限の人数で配膳を行い、グループにならず、前を向いたまま会話を控えて食事をしています。また、インフルエンザの感染が広がりやすい時期であるため、保健体育や学級活動の時間にウイルス感染の特徴や予防法等についても発達の段階に応じて指導しています。さらに、保健だより等で家庭への啓発も行っています。こうした様々な取組によって、子供たち自身が感染予防を強く意識し、自己管理できるようになってきており、成長の跡がうかがえます。

幼稚園、保育所においても、小中学校と同様に家庭と連携した朝の健康チェック、手洗い、マスクの着用等を徹底しています。また、幼児であることから、発達の段階や子供の特性に応じて、一人一人の幼児に対して柔軟に保育を行っているところです。幼児においてもお互いに声をかけ合いながら、感染予防に努めている様子が見られます。

新型コロナウイルス感染症の収束の見通しは立たず、今後はインフルエンザ等も含め、感染症がさらに拡大しやすい冬本番となっていきます。今後も警戒を緩めることなく、今までの感染症対策をより確実に行うとともに、子供たちの学びを止めることなく、感染予防と学びの両立を図ってまいります。その過程において、子供たちが自身の健康、安全について自己管理できる力、セルフマネジメント力を身につけられるよう、学校教育を進めていきたいと考えています。

◇議長（三友美恵子君） 8番高橋茂樹議員。

〔8番 高橋茂樹君発言〕

◇8番（高橋茂樹君） それでは、自席より質問します。

まず、町の防災計画について、訓練は新型コロナウイルスの影響でなかなか人が集まるからできないということなのですけれども、やはり指導者、例えば消防団だとか町の職員だとかについては机上でもいいから訓練しておく必要がある。そういった中で、中央小学校で段ボールのパーティションを組んで訓練したということなのですけれども、例えば去年の台風19号のときと比較して、急に新型コロナウイルスが出てきたわけ。そういったときに、避難所の収容人数はどのくらい減らすというか、見直しはしてありますか。

◇議長（三友美恵子君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） すみません。ただいま資料のほうを持ってきていなかったのですが、今後の避難者1人当たりの必要と思われる面積を今現在は2平米ぐらいで考えているわけですが、それが4平米、倍です。2メートル掛ける2メートルを1区画として滞在していただくような、国の指針もそのような形になっています。また、通路も最低でも1メートル取って、なおかつ一方通行というのですか、人と人が擦れ違わないような、そういった動線をつくるということで、そちらについては避難所のレイアウトをつくりました。体育館のみを使うとなりますと、大体80から100とかという、そういった区画数になってしまうので、従前から比べると半分以下になってし

まいりますので、今後はちょっと学校の協力も仰ぎながら、校舎の教室を避難者のために活用させていただきたいということで、今現在詳細について学校との相談をさせていただいているところです。

学校の校舎を使えるということであれば、避難者の数としてはほぼ遜色ないぐらい、遜色ないというか、昨年度1,600人避難されたわけですがけれども、そのぐらいの人数は学校のみで何とか収容できるのではないかなと考えています。また、それで間に合わないような場合には、そのほか社会体育館であるとか、その他の施設を使って避難者のほうは受け入れたいと思います。また、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、避難所に避難するだけが避難ではないということで、浸水深が浅いところの皆さんであるとか、浸水が予想されないようなところにお住まいの方はハザードマップを見ていただいて、垂直避難であるとか、また事前に安全な場所の知人等を頼って、水が出る前にというのですか、なるべく早期にそういったところにいつとき身を寄せていただくということも避難に当たりますし、車中避難ということで安全な場所の駐車場、玉村町ですと道の駅はさほど浸水深深くないので、そういったところとかを利用するとか、社会体育館の駐車場、そういったところも緊急的な避難として活用することによって、避難者のほうの受け入れは行いたいと考えています。

◇議長（三友美恵子君） 8番高橋茂樹議員。

〔8番 高橋茂樹君発言〕

◇8番（高橋茂樹君） コロナウイルスの前と比較したら、やはり各学校の体育館だけでは半分から3分の1の人数になると。そういった中、学校との調整でほかの教室ですか、いろいろ給食室だとかも使えれば、今までどおりの人数も避難者の確保ができる。しかしながら、避難所へ行くだけということではなく、垂直避難なんかも7月号の折り込みでしてある。それは住民にだんだん、だんだん理解していると思う。そんな中で、地震だとかになったり、水害だとかになるのですけれども、地震の場合だと垂直避難してもなかなか厳しい。ただ、玉村町は今までのいろんな地震からいけば、割かし岩盤がしっかりしているような気もするけれども、その辺ははっきり分からない。ただ、水害だけ考えた場合には、この辺の地域に降った雨だとか、自然に上流からの川がじわり、じわり増えたということだと、垂直避難も建物もさほど危険性はないかなと。床上浸水してもということですがけれども。今利根川も国土交通省、また群馬県もいろいろと引き堤やら、樹木の伐採やら、掘削やら、いろんなことをして、流れをよくしてくれているのですけれども、万が一カスリーン台風のときみたいに切れたときは、流れが強くなると単純に垂直避難ができない、しては危険な場所も出てくるかなと思うので、そういうところもいろいろな避難の仕方についても細かく訓練なり、あれをしてもらっておくほうがいいかなと思います。

ここのところ私の住んでいる五料地区なんかは、10年に1度に床下浸水、また数は少ないのですがけれども、床上まで上がってしまっていることがあるので、やっぱり10年に1度となると、防災マップにある1,000年に1度どころではなくて、10年に1度水害に遭うということになると、一番あるのは台風が来るとか、集中豪雨がありそうな天気予報を見ると、それだけで物すごく不安にな

る。では、今ぐらいの全然雨の降らない時期になって冬ならそれが収まるのかといたら、やっぱりまたいつ起きるのではないかという、そういう不安な生活がどうしても起きてしまいます。言葉では何と言っていいのだから、トラウマというのだから、いろんな面でそういうのを少しでも住民に取り除いてやらないとという気持ちで一般質問をしているのですけれども、第6次玉村町総合計画でも一番最初に「暮らすなら、ここがいい。」ということでやるのだよということなのだけれども、そういう面からいっても、そこに暮らしてもらうには、やっぱり幾らかの手当をしてもらえればと思います。

その中で、排水ポンプ車の早期配備ということで、これは6月の一般質問でして、いろいろと執行部のほうでも考えてくれている中は承知しています。そういった中、今の答弁書で移動式のポンプ車、それを持ってきてというのは今答弁の中で困難ということなので、どっちかと思ったら可搬のポンプで電源でというような答弁だったのですけれども、その辺の6月のときに考えていた副町長の話によると、伊勢崎土木で購入してある移動式のが、今の矢川樋管の辺りには土手も狭いし、道路も狭いし、配備できないというような答弁のように受け取れるのですけれども、そこへ代わりに電源をつけてポンプをとということですが、この排水能力はどのぐらいの差があります。

◇議長（三友美恵子君） 副町長。

〔副町長 古橋 勉君発言〕

◇副町長（古橋 勉君） まず、県が買った伊勢崎土木の排水ポンプ車の説明をいたします。

これは、県が買っているのが館林土木、太田土木が2台、伊勢崎土木1台、高崎土木1台なのですが、毎分総量が30トンです。内容が、まず車の大きさなのですけれども、幅が2.19メートル、長さが7.69メートル、約8メートル弱です。両側に操作する場所があるので、2メートル19に、入れたとしても両側1メートル、1メートルぐらいは必要なので、どうしても5メートル弱ぐらいの広場がないと操作ができないことがあります。この排水ポンプ車の特徴なのですけれども、実はよくよく調べてみたら消防ポンプ車とは違って、排水ポンプ車に乗っている機械は発電機なのです。発動発電機が乗ってまして、ポンプが6台。ポンプを釜場というか、たまっているところに突っ込んで200ミリ、ですから200ミリのホースでつないで堤防の上を伝って流すと。それが6本です。その様子を館林土木事務所でやったのを見ると、矢川クラスだとホースが2本か3本でやっとかなという感じ。うまくこういう八の字型に持っていけばそういうことではないのでしょうかけれども、もう見ていると20センチのものが3本ぐらいがやっとぐらいかなと思うのですけれども。それよりも何よりもトラックの大きさからして、幅が4メートル、長さが8メートルが余裕があって置ける場所があつたのかなということ町長答弁になってきました。

実際には、今申し上げましたように、ポンプを突っ込んで、それにトラックの上にあるのが発動発電機で、それから電源を出して流すと。だから、電源を今日町長がお答えしたように、電源をいわゆる商用電源から持ってきてポンプに流す方法もありますし、発動発電機をリースして持ってくるというのがあります。これからいろいろとまた具体的には高柳課長のほうからお答えしますが、現

実的には5,000万円とか5,500万円をかけるよりは、リース、レンタルして専門業者に委託したほうが、年間100万円とか何かで済むのかなど。能力がちょっと落ちるので、その辺はまた高柳課長が説明しますけれども、その辺をいろいろやってみて、ポンプがもっといいのがあるかどうかも研究しなくてはいけないと思っているのですけれども、現実的にはそういう市販のポンプを持ってきて、電気からやったほうが機動的で、リースで済めばそのほうが単年度で済むので、いいのかなというところで、そういう検討を始めて、来年度の予算で認められればそういうことを準備したいということでございます。

内容については高柳課長のほうから。

◇議長（三友美恵子君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） 先ほど副町長のお答にもありましたが、計画しているポンプについては今現在1台2立米のものを想定しております。そちらを3台リースによって借りて、大型台風が関東地方に上陸または大きな影響を与えるという、そういった予報はおおむね3日前ぐらいにかなり詳細に分かってきますので、その段階で既に、既にといいいますか、その段階で物は入れていただいて、矢川にセットしてしまおうというふうに考えております。実際水が上がってくるというようなことがありましたら、矢川樋管の操作もしなくてははいけませんので、そのときに町長答弁にありました、電柱につけたポンプ盤、そちらから電気を取って、そのポンプを運転して、排水をさせてしまおうという、そういった計画です。2立米のものが3台ということなので、6立米になりますから、先ほどの県で配備した1台当たり5立米とか、そういった大型のものとは若干性能は落ちるとは思うのですけれども、あちらの矢川の樋管の手前、開渠部分、さほど広くないですから、やはりポンプを何台も放り込むというのはなかなか現実的ではないので、おおむねこちらのポンプも3台ぐらいなのかなというふうに考えております。

◇議長（三友美恵子君） 8番高橋茂樹議員。

〔8番 高橋茂樹君発言〕

◇8番（高橋茂樹君） 今の話で、やはり毎分30トンの車は土手幅が足りないとか、いろいろ難しいのでということで、毎分2立米のを3台ということで、6トンになるのかな、そうすると。5分の1程度の能力、それが最大だと思っておりますけれども、配備してみると。物は買わないでということなのでございますけれども、先ほどの電源だと、電源車ではなくて、あそこへ3台が動くコンセントを常備しておいて、それでリース会社からやってみるというようなことで取りあえず試しにしてみたいと。それが一番経費節減になるのではないかなというように、経費節減ということに対してはさほどはないのですけれども、それでひとつ万が一水が増水するようなことがあればやってみるということで、地域住民も床上の家が床下で済めばとか、床下のほうも庭だけで済めばとかというようなことになってくれば、多少の安心というより、そんなようなことも出るかなと思っているので、これのリースも

早急に進めてもえればよいと思う。これは先ほどの矢川樋管の周辺の問題であって、やっぱり排水ポンプ車だけでは根本的には玉村町の全体の中の内水の排水を考えてもらわなければ解決はしないのだけれども、そうすると玉村町の内水の水路を全部ということになってきたらいろいろな問題があるので、そこは今日は話はしないでおきます。

話は前後するけれども、垂直避難もやっぱり住民にしていってほしいが、いろんな面で住民も自宅から離れて避難するのよりは、おたくは大丈夫なのだよというような、例えば建物の強度だとか、建築確認書の中の柱だとか、そういうのもある程度の専門的な目を見て、おたくは逃げるよりもこの程度だったら垂直避難のほうがいいのだとか、ハザードマップにある浸水が多く見られるところから順次でいいから、そういう指導もやっぱりだんだんしていってもらえればいかなというふうに考えます。

そういった中で、次の項目の五料防災公園計画というのが平成24年頃から始まって、平成27、28年頃がちょうど地元住民に対して時の区長だとか前任の区長だとか、いろいろの方に行政から説明がありまして、その辺でハザードマップで一番浸水しそうなところが五料ということで、その辺の人たちが遠くへ逃げるより、緊急時ちょっと避難と。先ほど社会体育館だとか道の駅だとか、車で逃げたりだとかというようなことなのですけれども、近くへ車で逃げてというようなことで、そのときの計画でもきちっと屋根がある避難所ということではなくて、公園的な広場をというような計画が主でした。それなので、その進捗状況、6月のときも話をしたのですけれども、6月から半年たつてどのくらい進んだのかなと。玉村町の行政は非常にスピーディーだと思っているので、ちんたら、ちんたらしていないので、早めにいろんな面。ただ、こっちはそのときのままでいくと、進入路だとか何かまで含めて今の試算で4億円ぐらいかかるという話ですけれども、先ほどの答弁書から見ると4億円は高いのではないかというようなことですけれども、浸水した工場だとか、その地域を10年に1遍の被害を救えると思えば、4億円は決して高くはないというふうに思います。高いか安いかはいろいろな考え方ですけれども、4億円かかるからやらないよと、1億円ならやるのだよというような考え方はどうも納得しづらいので、その辺についても今後4億円かかる計画がどういふのだか、はっきりまだ聞いていないのですけれども、では3億5,000万円のできるかと、こんな程度だったらどうだとか、いろいろと検討して、また次の一般質問する頃までには少しでも前向きに検討してもらえればと思います。

この平成24年ごろから見ると、今の石川町長は3人目ですか。平成24年から見ると。町長が3代にわたる懸案ですので、石川町長が任期のうちに、それよりも古橋副町長も任期のうちにこの辺を解決してもらえればと思います。それから、この辺はまるきりの、今ここで言っても解決するという返答もしづらいし、あとはねちねち、ねちねちやっていくしかないかなというふうに思っていますので。

次に、新型コロナウイルス、これは今話題のときですから、やっぱりしてみるのですけれども、昨日の議会閉会後に町長がやる予定でした今年の、来年ですか、年が明けて賀詞交歓会も中止というようなことがあったので、これは町が主催ですから、中止は中止でいいのですけれども、年が明けた1月

にその次の週辺りに成人式が今予定されていると思います。いろんな行事が1年間中止になってきた中で。そうすると、成人式は私の記憶だと、成人になる子供たち、今度は大人になるのですけれども、その人たちが自主的に組織をつくってやる、今までやっていたような気がするのですけれども、特に女性なんかは2年も3年も前から振り袖というのですか、こういうのを用意したりだとか、いろいろコロナの前にもう用意してしまっているというような状況が起きてきて、やっぱり本人もそうですし、親御さんなんかも成人式もどうになってしまうのだろうなというような不安も出ているのですけれども、現状は来年の成人式は、今の現状でいいですから、またどんどん、どんどん感染者が増えたりとかになったら、やっぱりやれないことも起きるし、うまくやれるような状態が起きれば成人式もできるのではないかというようなことなのですから。成人式、今まで聞いているところだと、中学校区ごとに分けて、午前と午後というようなどころまで聞いているのですけれども、今の現状で成人式はどんなような検討をしているか、ちょっと聞かせてください。

◇議長（三友美恵子君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） 成人式について、既に報告させていただいていますが、8月に代表者会議を実施して、来年の成人式は午前、午後の2部制で実施することになりました。玉村中学校の学校区と南中学校の学校区で分けて実施することになりました。

また、当日なのですが、今考えているのは、当日の入館から退館まで、なるべく動線が一直線というか、一方通行になるように今計画しているところではありますが、受付とかで人が滞留しないようにあらかじめ入場券を配布して、そこには緊急連絡先や当日の健康状態も申告していただくこととしています。また、式典の内容につきましては、なるべく時間を短くするように計画しているところではありますが、また声を出したりしないように国歌斉唱は国歌演奏としたり、そういう形を取った中で実施し、来賓につきましてもご案内したとおり、町長、議長の2名とし、主催者側も教育委員につきましては2つに分かれていただいて出席していただくような形で実施したいと考えております。

まだ細かい点は計画中的なのですが、この行事につきましては全国的行事、全国的行事というのは全国から人が集まる可能性の高い行事ということで位置づけられていますので、どういう対策を取ってやるというのを県に報告することになっています。この報告をして、県の指導も仰ぎながら、今の時点では実施したいと考えているのですが、今後の状況に大きく変化する可能性もあるので、何とも言えないところはあるのですが、成人の皆さんは一生に1度のこと。高橋議員が言うように何年も前から準備していることを考えると、なるべく実施したいと考えております。

◇議長（三友美恵子君） 8番高橋茂樹議員。

〔8番 高橋茂樹君発言〕

◇8番（高橋茂樹君） 当然今の話でいくと、玉村町で文化センターでやるときは万全の体制ということなのですから、全部が玉村町にいる人たち、成人ですから、子供ではなく、玉村にいる人た

ちだけでやるということではなくて、やっぱり玉村町から離れている人も当然成人式には出席してくるということもあるし、玉村町にすれば群馬県内でも市に次いで成人の数も、山間地の村と違って人数もいることだと思うし、その辺も踏まえながら、いろいろなまた周りの様子も見ながら、実行委員会と相談していくということで、成人を迎える人たちにもやっぱりこれは一大イベントですから、今まで2年も3年もかかって準備しているので、参加をぜひしてもらいたいという意思もあると思いますし、だからといってあまりの危険は避けなくてはならないので、実行委員会と生涯学習課なり、また教育委員会なりと町と協議しながら、安全な方法で成人式を執り行ってもらえれば、行事も一つできるかなというふうに考えていますので、その辺はいろいろなところを調査しながら、またその時期にまだ1年半ぐらいあるから、どういうふうに変わってくるか分からないけれども、いつもコロナに注視しながら進めてもらえればと思っています。

そのほかのコロナ対策影響者支援だとか、感染予防だとか、高齢者、年配者に対する対策だとかはいろいろなところで言っている。玉村町もきちっと対策をしているという、そんなような理解の中、失業者対策についてはやはり玉村町が失業しないように企業を保護しながら育成して、失業者を少なくしていくような方法で、出さないような方法で企業の支援をしているということで理解して、これで一般質問を終了します。

◇議長（三友美恵子君） 以上で一般質問を終了いたします。



○散 会

◇議長（三友美恵子君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会といたします。

なお、明日12月3日木曜日は9時までに議場へご参集ください。

ご苦労さまでした。

午後3時57分散会